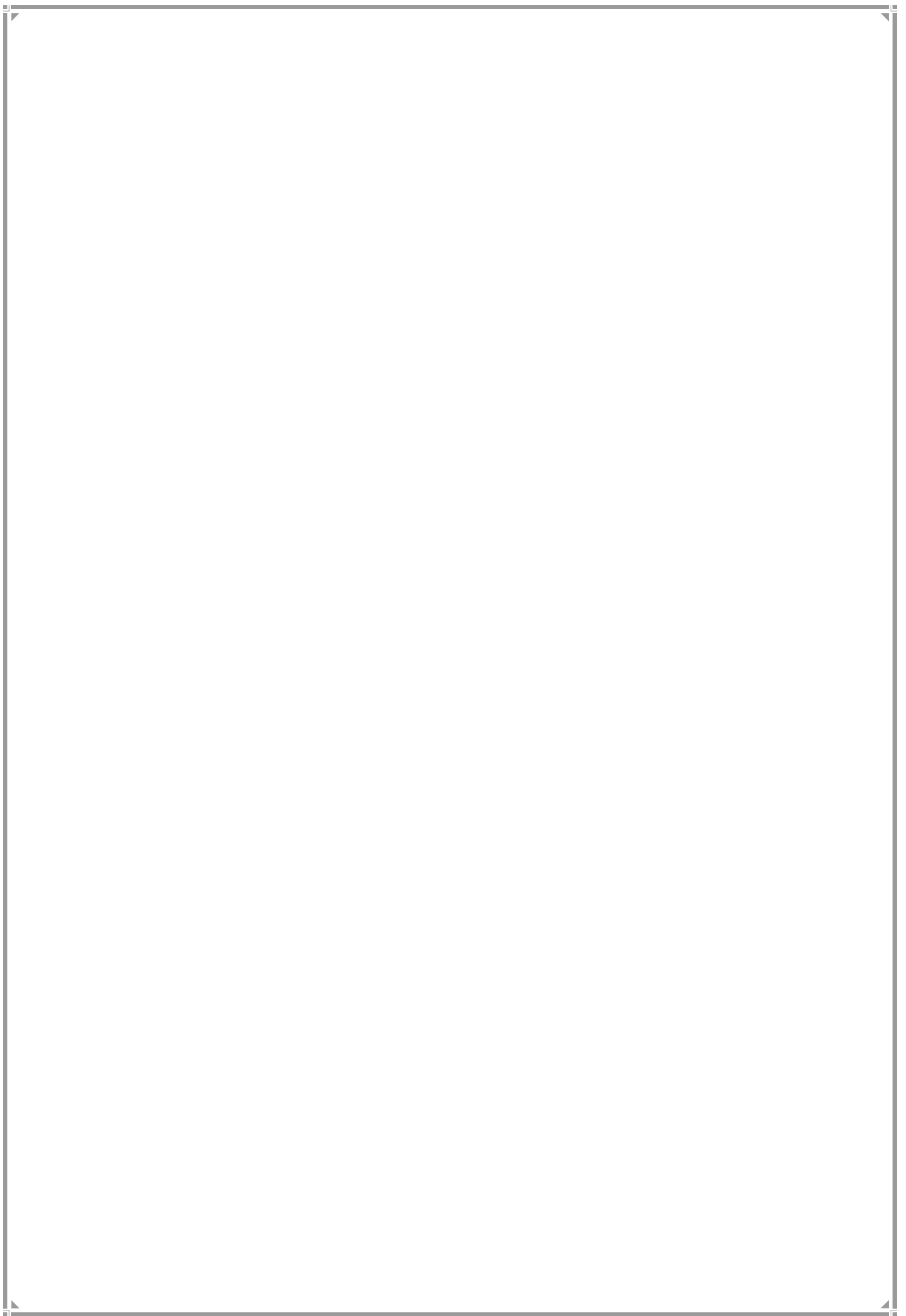


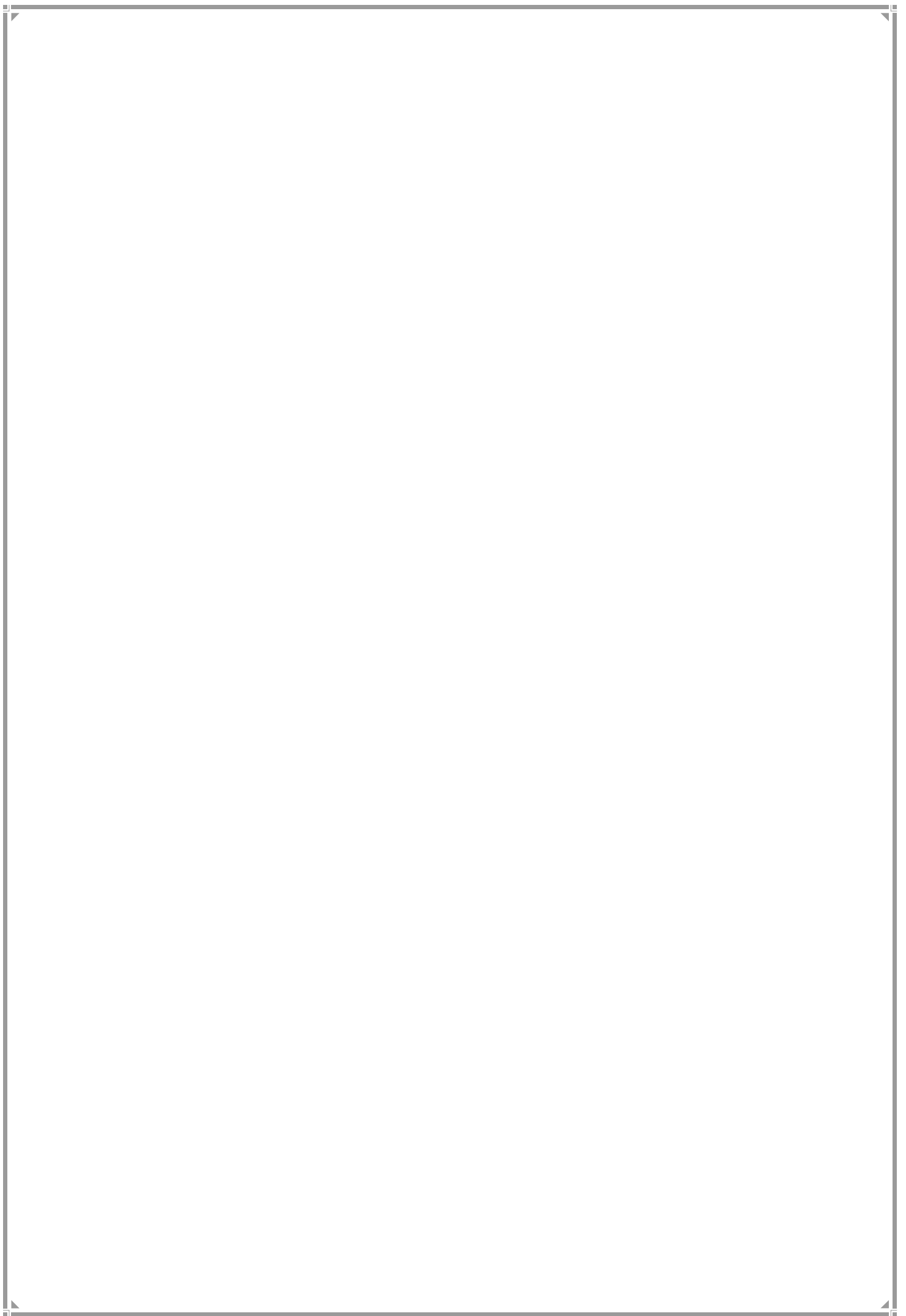
新城市障害福祉計画

平成19年3月
新 城 市



目次

第1章 計画の背景と趣旨等	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
第2章 障害者（児）等の現状	6
1. 障害者（児）数	7
2. インタビュー調査結果の概要	10
第3章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方と平成23年度の目標値	13
1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	14
2. 平成23年度の目標値	17
第4章 指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の種類ごとの 必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策	23
1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量	24
2. 地域生活支援事業の実施に関する事項	43
第5章 計画の達成状況の点検及び評価	49
1. 点検及び評価の基本的な考え方	50
2. 点検及び評価体制	50
3. 点検及び評価結果の周知	50
【資料】	51
1. 計画策定の経過	52
2. 新城市障害福祉計画策定委員会について	53
3. 用語説明	55



第 1 章 計画の背景と趣旨等

1. 計画策定の背景及び趣旨

本市では、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、合併前の旧新城市が「新城市障害者基本計画（平成10年3月）」、旧鳳来町が「鳳来町障害者福祉計画（平成11年3月）」、旧作手村が「作手村障害者基本計画（平成12年3月）」をそれぞれ策定し、“ノーマライゼーション”と“リハビリテーション”を基本理念とした施策の推進に努めてきました。

この間、平成15年度には支援費制度が全国で導入され、障害者自らが契約により福祉サービスを利用する制度として、本市においても福祉施策の中心となり、障害者の地域での生活を支援する重要な役割を果たしてきました。

一方、支援費制度は、その問題点として、精神障害者が制度の対象外であり、障害種別間でのサービス基盤の格差や、障害種別で区分された施設・サービス体系の中で、各施設・事業が本来の目的に応じた機能を果たせていない状況も指摘されていました。

このような状況を踏まえて、国においては、障害種別による制度格差の解消と施設・サービス体系の再編及び一元化とともに、サービスの支給決定過程の透明化、就労支援の抜本的強化などの検討が進められ、障害福祉施策の大幅な改正の方向性を取りまとめた「障害者自立支援法」が平成17年10月に成立し、平成18年度から施行されています。

なお、この法律は、障害者及び障害児が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる給付その他の支援の実施を趣旨とし、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画「市町村障害福祉計画」の策定を市町村に対して義務づけています。

そこで本市は、国における障害福祉施策の動向とともに、地域における障害福祉サービスの基盤整備や利用の状況、計画対象者や推進者の事業等に対するニーズを踏まえつつ、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めた「新城市障害福祉計画」を策定し、障害福祉施策の充実を進めていきます。

図表 1 背景及び趣旨

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」の策定

平成 15 年度
平成 16 年度
平成 17 年度
平成 18 年度

障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の策定

旧新城市「新城市障害者基本計画（平成 10 年 3 月）」
旧鳳来町「鳳来町障害者福祉計画（平成 11 年 3 月）」
旧作手村「作手村障害者基本計画（平成 12 年 3 月）」

- ◆支援費制度開始
- ◆精神保健医療福祉の改革ビジョン
（『入院医療中心から地域生活中心へ』）
- ◆障害者自立支援法が成立
- ◆障害者自立支援法が施行

国における
障害福祉施策
の主要な動向

平成 19 年 3 月「新城市障害福祉計画」の策定
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画

図表 2 障害者自立支援法（平成 18 年 4 月施行）による障害福祉施策の主な改正内容

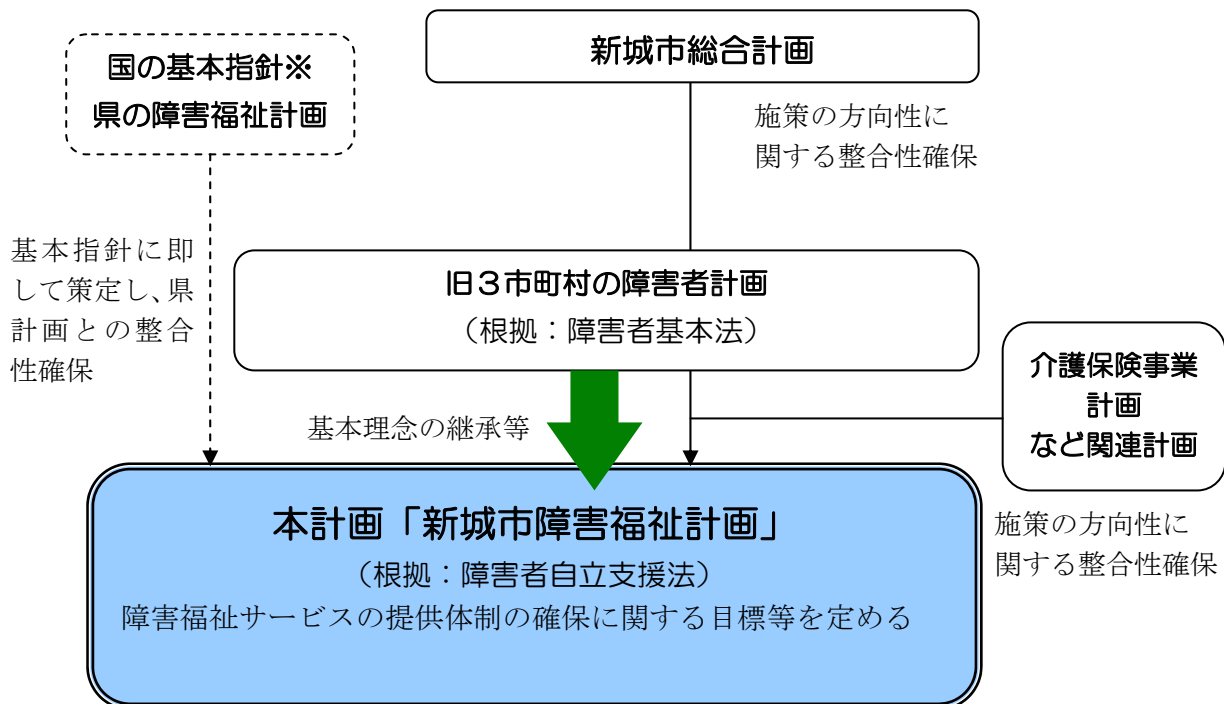
これまでの制度の全国的な問題点	障害者自立支援法による改正内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 障害（身体・知的・精神）の制度体系が分かれており、格差がある。 ・ 精神障害のある方は支援費制度の対象外となっている。 ・ 実施主体が都道府県、市町村に二分化されている。 	<p>① 施策の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 3 障害の制度格差を解消し、精神障害のある方を対象に加える。 ◎ 市町村に実施体制を一元化し、都道府県はこれをバックアップする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別ごとに複雑な施設・事業体系となっている。 ・ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態がかけ離れている。 	<p>② 利用者本位の新サービス体系への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 33種類に分かれていた施設体系を6つの事業（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター）に再区分する。 ◎ 日中活動の場と生活の場を分離し、地域と交わる暮らしの拡大を図る。 ◎ NPO など多様な社会資源を活用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校卒業者の55%は福祉施設を利用し、自立生活への移行につなげていない状況にある。 ・ 就労を理由とする施設退所者は1%と極めて少ない。 	<p>③ 就労支援の抜本的強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 新たな就労支援事業（就労移行支援・就労継続支援）を創設する。 ◎ 雇用施策との連携を強化する（ハローワークと連携し、個々の障害者の就労支援計画を作成）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村によって支援の必要度を判定する客観的基準がない。 ・ 支給決定のプロセスが不明確である。 	<p>④ 支給決定のルール、過程の透明化、明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を創設する。 ◎ 市町村審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も新規利用者は増加する見込みである。 ・ 国の費用負担の仕組みが毎年の予算折衝の影響を受け、不確実である。 	<p>⑤ 支援のための安定的な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 国が費用の1/2を義務的に負担するという負担責任を明確化する。 ◎ 利用者も応分の費用を負担し、みんなで支える仕組みにする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものであり、旧3市町村が策定した障害者計画の基本理念を継承しつつ策定するものです。

また、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を確保する必要があるとともに、市の上位計画である「新城市総合計画」や介護保険事業計画など関連計画との整合性にも配慮しています。

図表 3 本計画の位置づけ



※国の基本指針

国の基本指針は、障害福祉計画策定に当たって、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなど、次の内容を定めたものです。

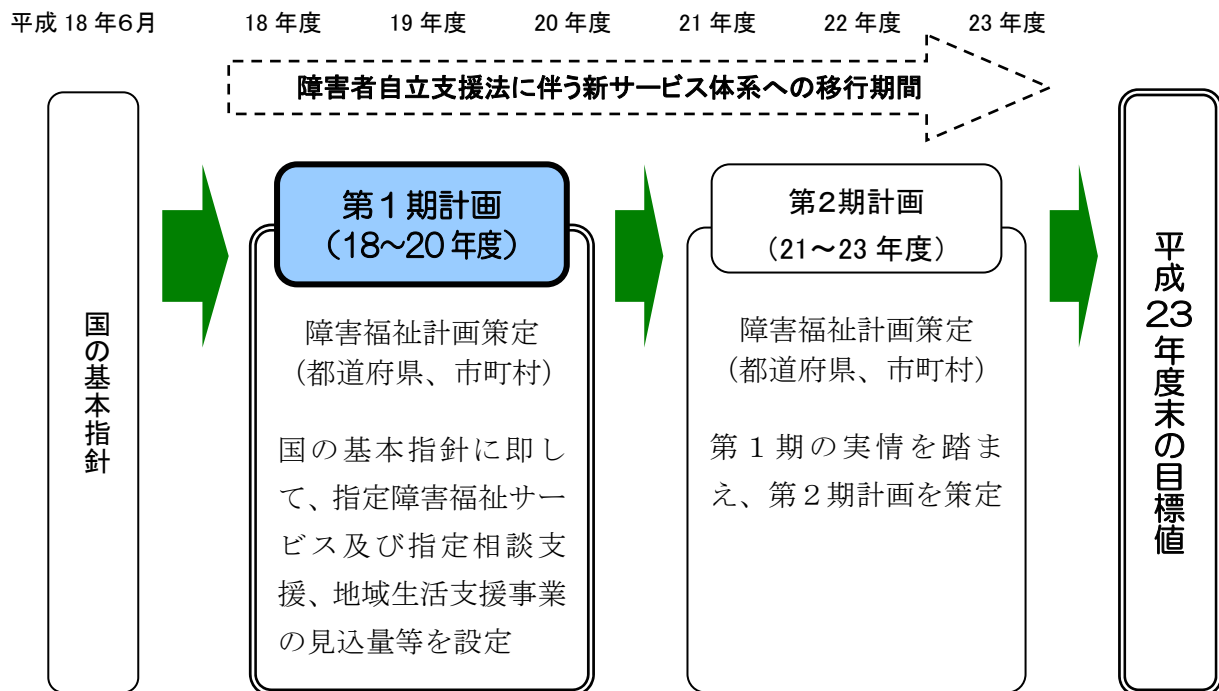
- ◆ 基本的理念
 - ◆ 障害福祉サービスの基盤整備に関する基本的な考え方
 - ◆ サービス見込量算定のポイント
- 他

3. 計画の期間

本計画は、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、平成23年度末の目標値をめざして、平成18年度から平成20年度までの3年間で第1期とする計画です。

なお、第1期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行った上で、平成21年度から平成23年度までの第2期計画を策定することになります。

図表 4 計画の期間



第2章 障害者（児）等の現状

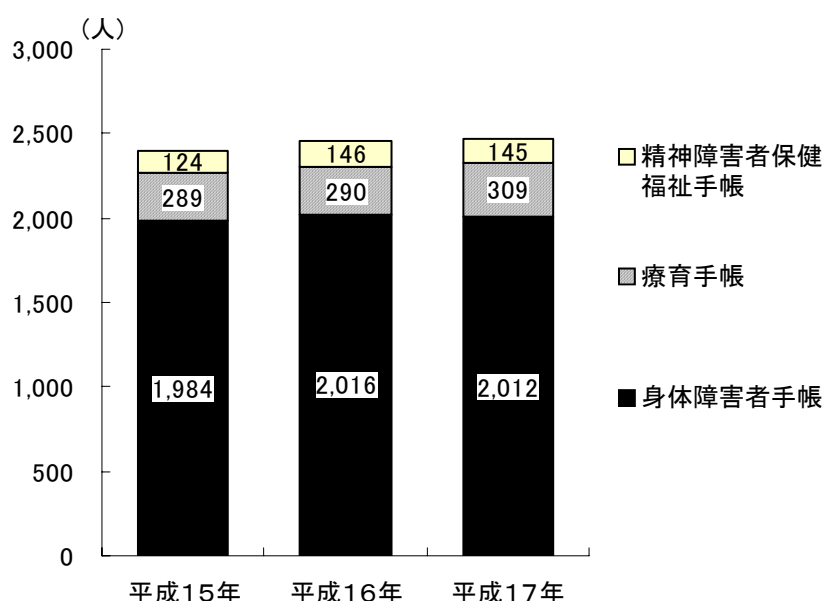
1. 障害者(児)数

(1) 障害者(児)全体

本市の障害者(児)数は、平成17年4月1日現在で各手帳所持者の合計が2,466人となっており、国勢調査人口(平成17年 52,164人)¹に占める割合は4.7%という状況です。

過去3年の推移は、全体ではおおむね増加の傾向となっていますが、平成17年は前年に比べて身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数が若干の減少となっています。

図表5 手帳所持者数(各年4月1日現在)



	平成15年	平成16年	平成17年
身体障害者手帳	1,984	2,016	2,012
療育手帳	289	290	309
精神障害者保健福祉手帳	124	146	145
手帳所持者計	2,397	2,452	2,466

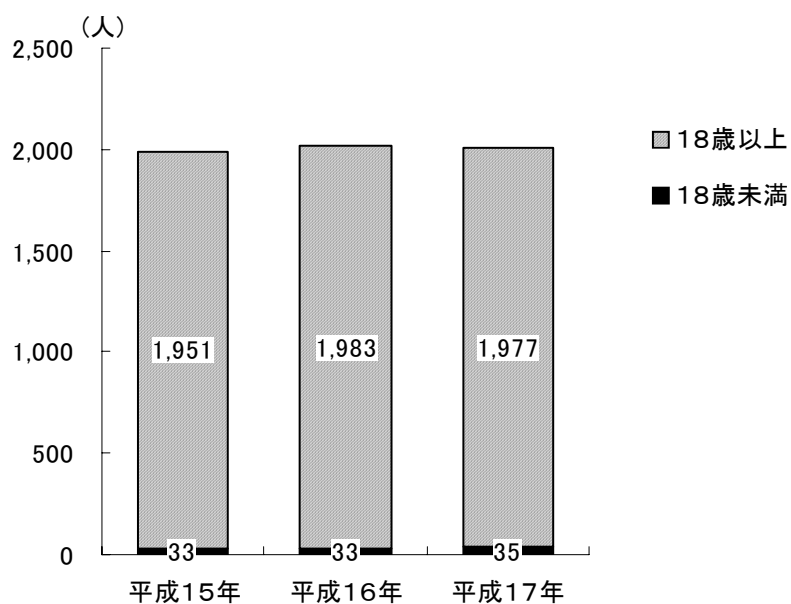
(2) 身体障害者(児)

身体障害者(児)については、平成17年4月1日現在で身体障害者手帳所持者数が2,012人となっており、国勢調査人口に占める割合は3.9%という状況です。

年齢では、平成17年4月1日現在で18歳以上が全体の98.3%を占めています。

¹ 平成17年国勢調査 第1次基本集計結果(23愛知県)統計表[総務省統計局]より

図表 6 身体障害者手帳所持者（各年 4 月 1 日現在）

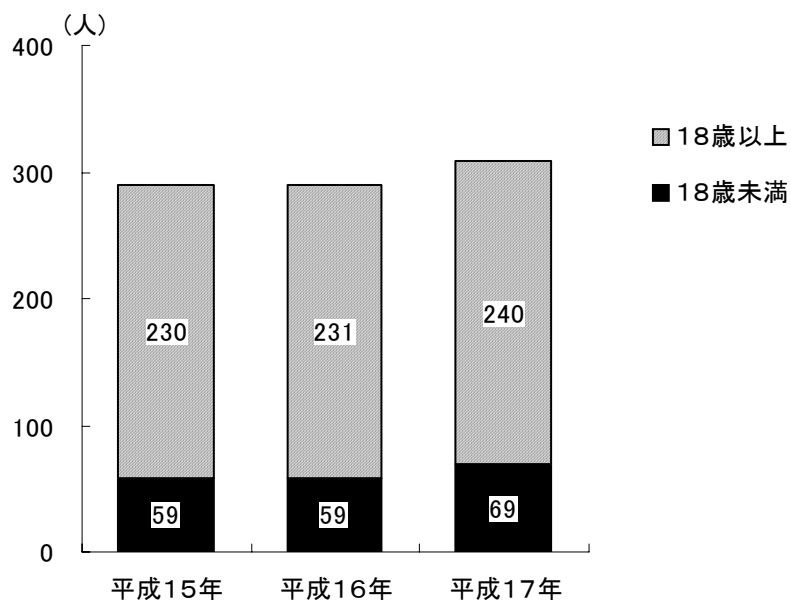


(3) 知的障害者(児)

知的障害者（児）については、平成 17 年 4 月 1 日現在で療育手帳所持者数が 309 人となっており、国勢調査人口に占める割合は 0.6%という状況です。

年齢では、平成 17 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上が全体の 77.7%を占めています。

図表 7 療育手帳所持者（各年 4 月 1 日現在）

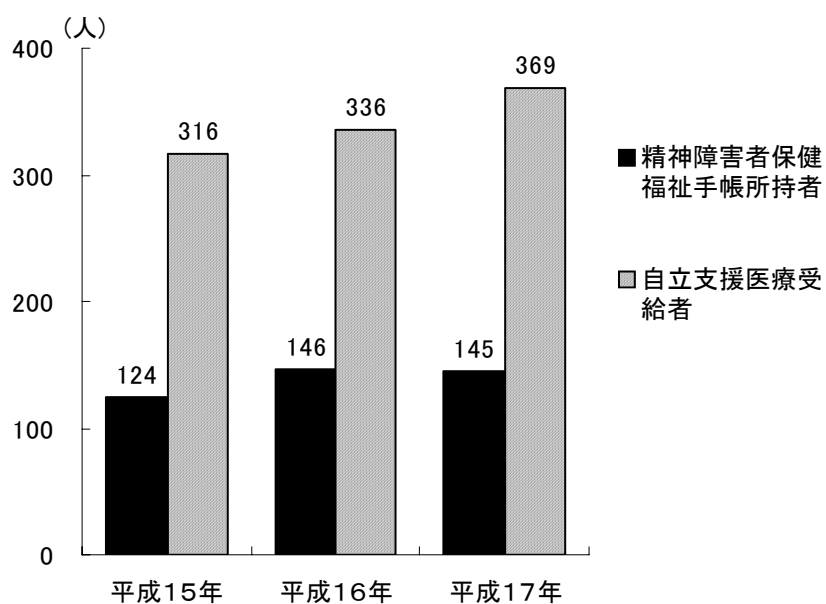


(4) 精神障害者

精神障害者については、平成17年4月1日現在で精神障害者保健福祉手帳所持者数が145人となっています。また、自立支援医療受給者数は369人で、国勢調査人口に占める自立支援医療受給者数の割合は0.7%という状況です。

手帳所持者数は、平成17年が前年に比べ若干の減少を示す一方、自立支援医療受給者数は年々増加傾向となっています。

図表 8 精神障害者保健福祉手帳所持者等（各年4月1日現在）



2. インタビュー調査結果の概要

本計画の策定にあたり、今後の施策・サービスニーズ等に関する意見を把握するため、障害者団体（家族介護者等を含む）や障害関連福祉施設の代表者などを対象に、グループインタビュー形式による調査を実施しました。

図表 9 インタビュー調査の概要

項目	概要	
	日時等	対象団体等
1 調査日時・対象	① 計画対象者（3障害のサービス利用者等） ・平成18年8月16日（水） 13:00～14:30	・身体障害者福祉協会 ・聴覚障害者団体 ・手をつなぐ育成会 ・やすらぎの家 ・新城保健所
	② 実践者（3障害の施設・事業所職員、関係ボランティア） ・平成18年8月16日（水） 15:00～16:30	・社会福祉法人新城市社会福祉協議会 ・社会福祉法人新城福祉会（レインボーはうす） ・もくせいの家ほうらい ・社会福祉法人やまなみ会（やすらぎの家） ・はぐるまの会
2 調査方法	事前に調査用紙を配布し、調査当日はグループインタビュー形式（座談会形式）により実施	
3 調査内容	◎「市町村障害福祉計画」に盛り込まれる予定の施策について、日頃感じていることやご要望 ◎「障害者自立支援法」に基づく本市の今後の取り組みに対するご提案やご要望、この法律について不安に感じていること、あるいは行政への要望	

【意見・要望・提案などの要旨】

◎就労支援について

就労支援に関する意見が寄せられており、一般就労に向けた地域の事業所における障害理解について促進してほしいという声や、就労支援にかかわる体制について、障害福祉圏域における就業・生活支援センターの設置や、就労支援にかかわる関係機関のネットワークづくり、ジョブコーチ事業の活用等、具体的な提案が挙がっています。

◎ホームヘルプサービスや短期入所（ショートステイ）など、介護に関する支援について

ホームヘルプサービスの展開に際して、市の地域特性を踏まえた公的支援（交通費等）の必要性などについての意見が寄せられています。また、ショートステイのニーズの大きさや、デイサービスの今後の展開についての意見が寄せられています。

◎機能訓練や生活訓練、就労に向けた訓練など、日常生活や社会生活のための訓練に関する支援について

学校卒業後のきめ細やかな就労支援（働くことの意義をみつけられるような訓練等）の体制が求められているとともに、就労継続支援事業を実施する際に、基盤整備における公的施設の活用などが提言されています。また、児童デイサービスの確保についての意見が寄せられています。

◎グループホームなど、自宅以外の地域における居住支援について

グループホーム・ケアホームの必要性やその整備に関して、公営住宅の活用や家賃補助などの提案が寄せられているほか、社会的入院の精神障害者が地域で暮らしやすいよう、居住支援が不可欠との声が挙がっています。

◎相談支援（サービスの利用援助、権利擁護、その他必要な情報提供）について

市の相談支援体制について、当面の体制（各障害それぞれの相談対応の専門性を生かした体制）と将来の体制（3障害一元化の体制等）について、具体的な提案が寄せられているほか、支援がとぎれることない生涯一貫した支援のシステムづくりが求められています。また、具体的な相談支援の内容として、成年後見制度の活用支援に関する意見が挙がっています。

◎コミュニケーション支援（手話通訳や要約筆記など）について

手話通訳者の配置による相談支援（福祉サービス利用推進等）などの充実を求める声のほか、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業に対する具体的な提案が寄せられています。また、自閉症児へのコミュニケーション支援の必要性について指摘する意見が挙がっています。

◎移動・外出支援について

移動支援事業の重要性を指摘する意見や、市の地域特性を踏まえた移動支援事業の基準づくり、移動支援を利用する対象範囲の拡大に関する要望が挙がっています。

◎日中における創作的活動の機会や地域との交流機会の提供について

地域活動支援センターの設置を要望する声が増えるとともに、当事業の運営方法について、将来的な制度の方向性をとらえた具体的な提案（少数スタッフ＋有償ボランティア＋ボランティア）が寄せられています。

◎家族の就労支援や一時的な休息のための日中における活動の場の提供について

日中一時支援事業について、従来の日中一時支援の場（ショートステイの日中預かり）よりも、柔軟な事業運営を望む意見が挙がっています。

◎社会参加（スポーツ活動や芸術・文化活動の機会）の促進について

さまざまな体験ができるよう望む声があります。

◎「障害者自立支援法」の施行にあたっての不安・要望について

障害者自立支援法に基づく新しい制度全般に対する期待（ひとりひとりの障害にあわせていろいろな支援等）や不安（保護者としての将来的な不安、事業者としての事業運営に関する不安等）とともに、なかでも利用者負担の増加の問題（事業者の経営上の問題を含めて）についての意見が比較的多く寄せられています。

また、今回の制度改革についての理解が進んでいない状況を指摘し、研修や講習会の開催を提案する意見や、利用者負担の増加に伴い、施設への通所の際の交通費補助を求める意見が寄せられています。

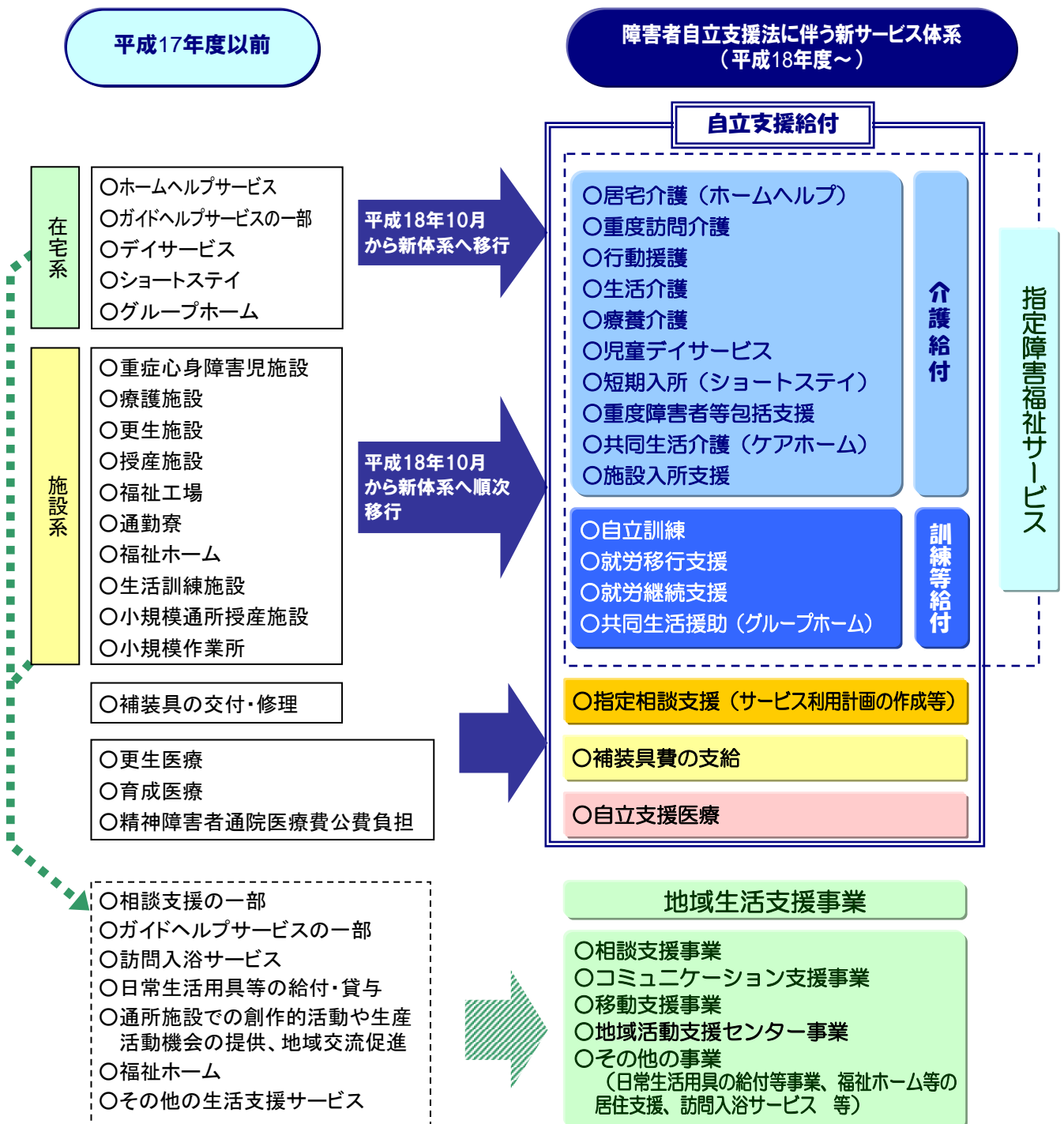
第3章 サービス提供体制の確保に関する 基本的な考え方と平成23年度の目標値

1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、障害福祉計画に関する国の基本指針に即して、サービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

なお、障害者自立支援法に基づく制度改正により、平成18年度から新しいサービス体系が導入されており、平成17年度以前に支援費制度等により実施されてきたサービスと、平成18年度から開始された新しい体系に基づくサービスの関係については、次のとおりとなっています。

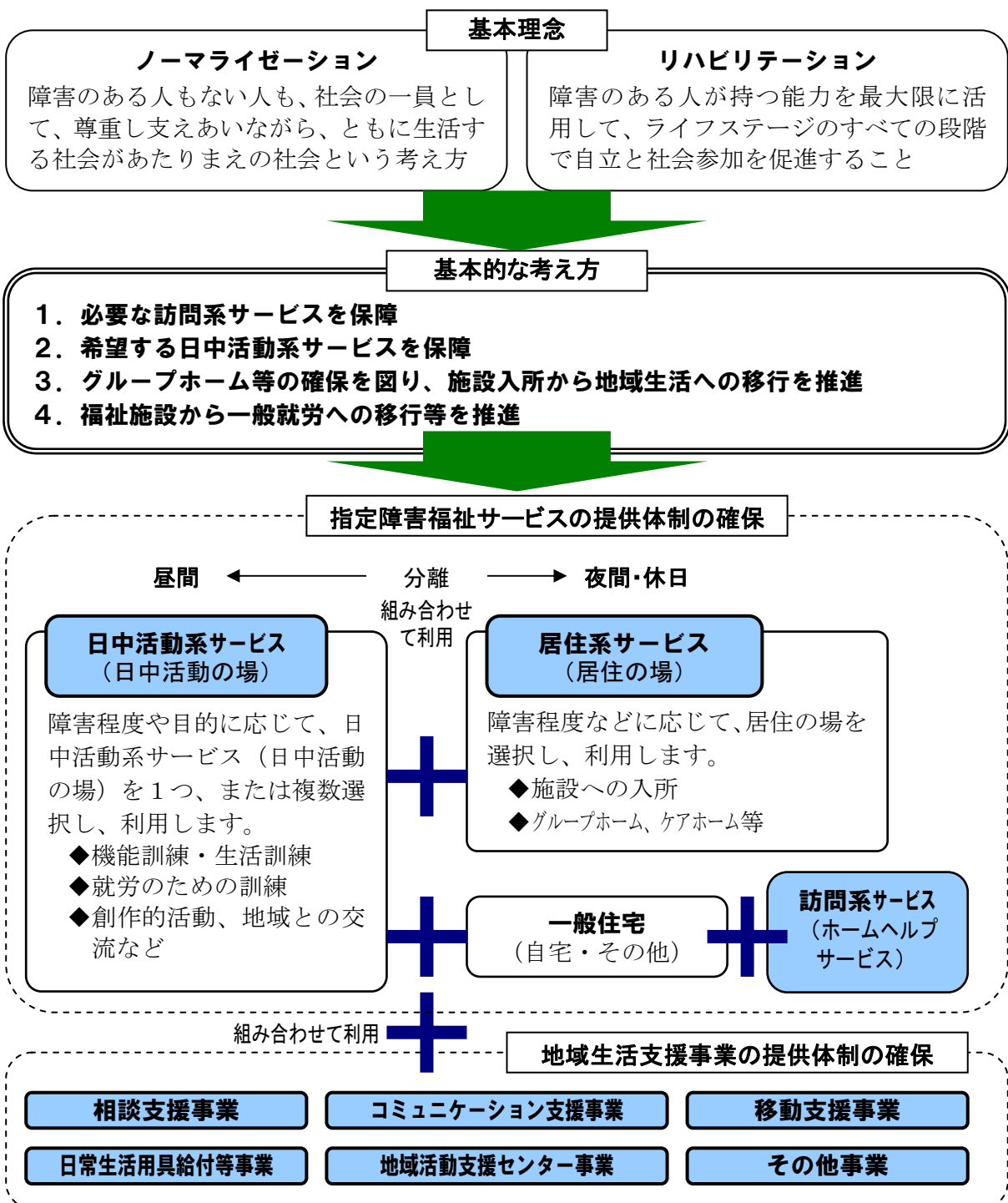
図表 10 障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行の概要



また、障害者自立支援法の施行に伴い、「24時間を通じた施設での生活」から「地域と交わる暮らし（日中活動の場と生活の場の分離）」への移行を趣旨とする施設・サービス体系の見直しが行われています。

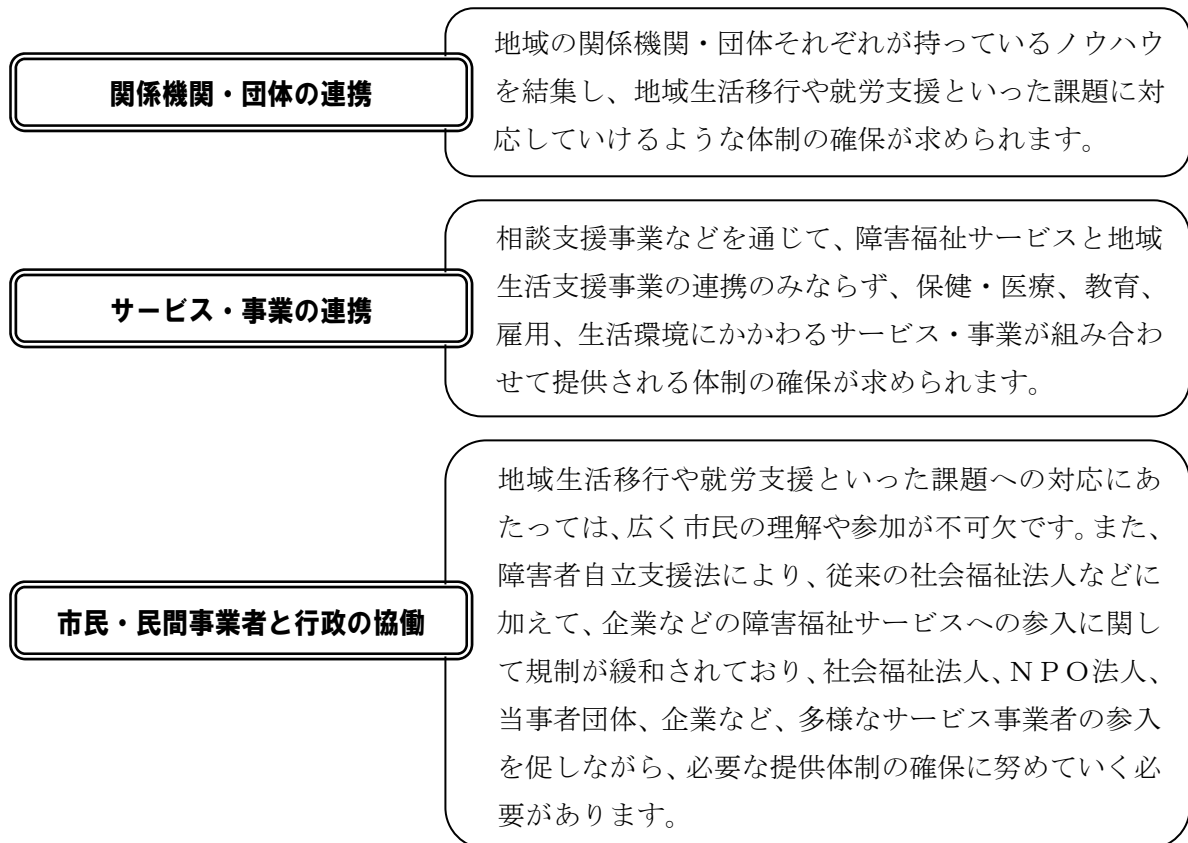
本市は、旧3市町村で策定した障害者計画の考え方を継承し、「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を基本理念として、国の基本指針に即した基本的な考え方に基づき、日中活動系サービス、居住系サービス、訪問系サービスの3つに区分された「指定障害福祉サービス」とともに、相談支援やコミュニケーション支援、移動支援をはじめとする「地域生活支援事業」の提供体制の確保に努めます。

図表 11 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方



なお、指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、「関係機関・団体の連携」、「サービス・事業の連携」、「市民・民間事業者と行政の協働」という3つの視点を踏まえた、提供体制の確保に努めていきます。

図表 12 サービス提供体制の確保に関する3つの視点



2. 平成 23 年度の目標値

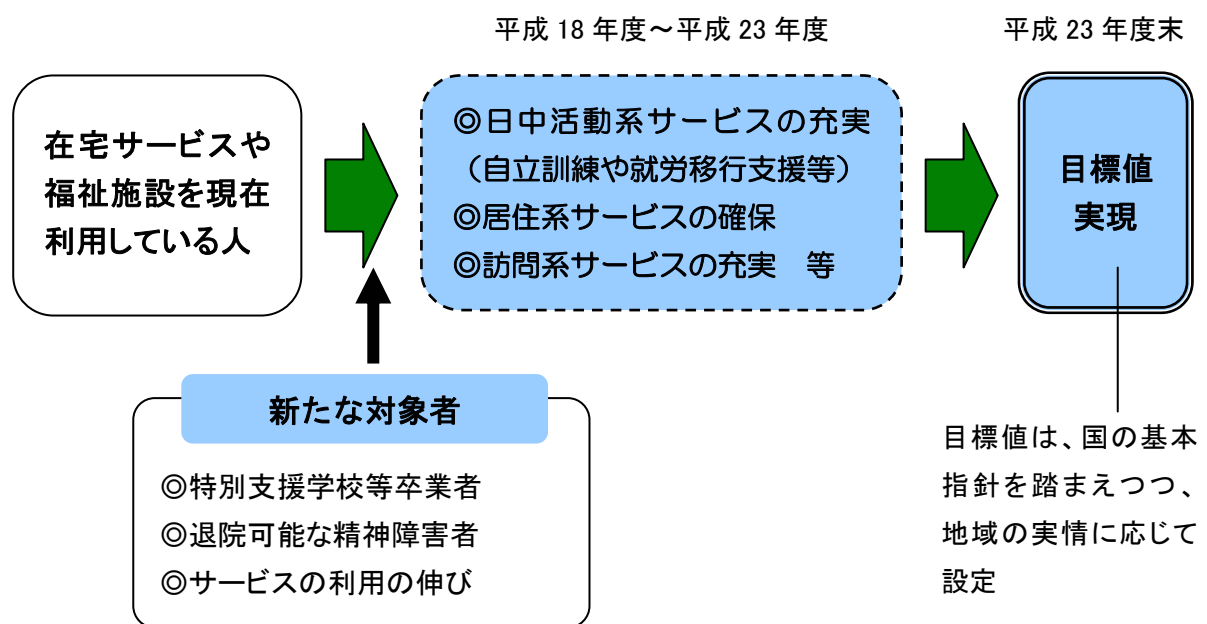
本計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 退院可能精神障害者の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行

なお、3つの目標値の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障害者など、今後サービス利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

図表 13 目標値実現までの流れ

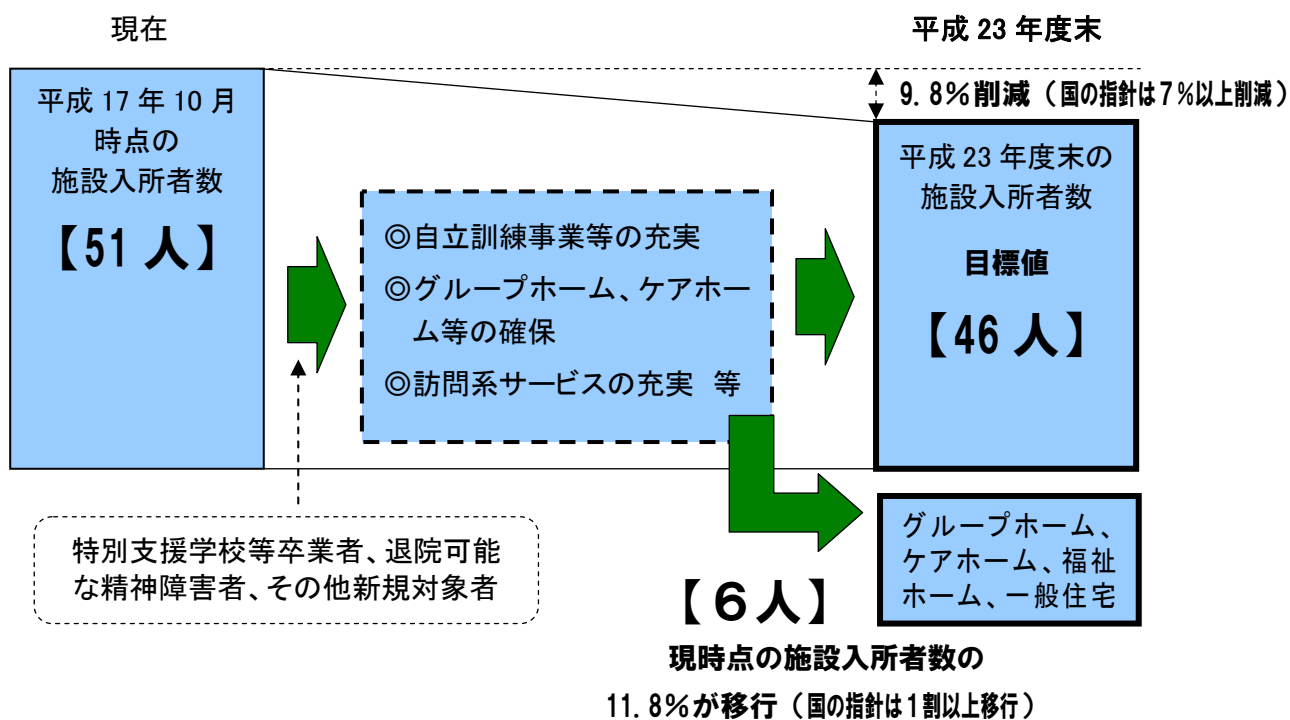


(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。なお、目標値については、国の基本指針で、現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行し、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することが基本とされています。

本市の援護者として福祉施設に入所している人は、平成17年10月現在で51人（身体障害者更生施設の入所者を除く）となっており、本市は、現時点の施設入所者数の11.8%が地域に移行し、平成23年度末の施設入所者数を9.8%削減することをめざします。

図表 14 福祉施設の入所者の地域生活への移行



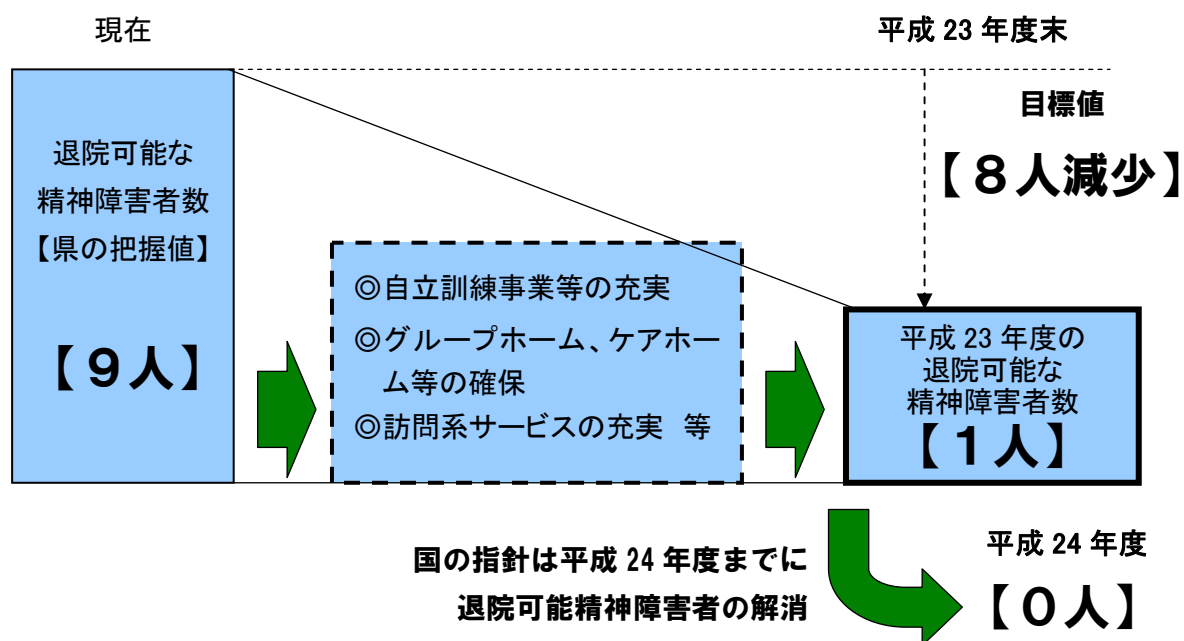
事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	51 人	平成 17 年 10 月の値※ ※身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)の入所者数の計
目標年度入所者数(B)	46 人	平成 23 年度時点の見込み
削減見込み目標値	5 人 削減率 (9.8%)	(A)-(B)の値
地域移行目標数	6 人 移行率 (11.8%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、地域での受け入れ条件が整えば、病院から退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末における退院可能な精神障害者の入院数の減少に関する目標値を設定します。なお、目標値については、国の基本指針で、平成24年度までに退院可能な精神障害者の解消をめざすことが基本とされています。

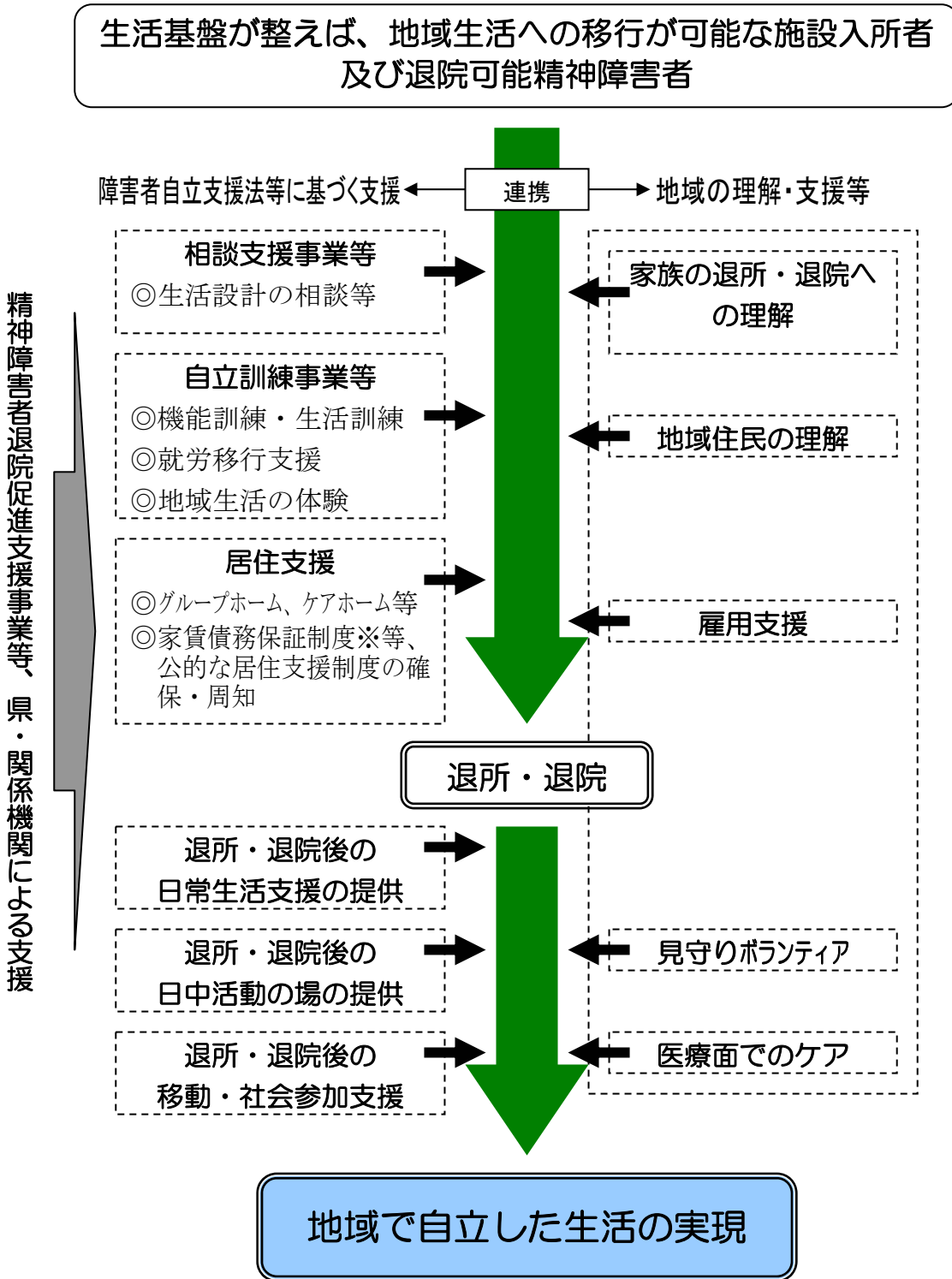
県により把握された本市の退院可能精神障害者は9人となっており、本市は平成23年度末までの目標減少数を8人と設定し、精神障害者退院促進支援事業等を通じて県と連携を図りつつ、平成24年度までに退院可能な精神障害者を解消することをめざします。

図表 15 退院可能な精神障害者の地域生活への移行



事 項	数 値	備 考
現在数	9 人	県調査による平成18年6月30日現在の退院可能精神障害者数
目標減少数	8 人	上記のうち、平成23年度末までに減少をめざす数

図表 16 地域生活への移行支援



※家賃債務保証制度

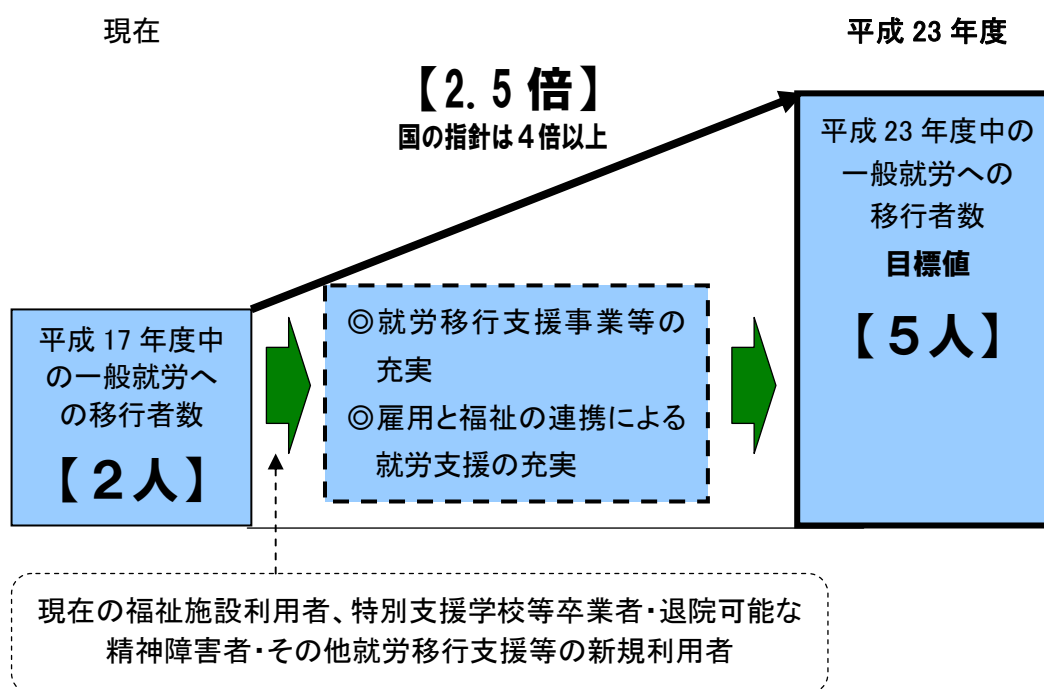
財団法人高齢者住宅財団では、高齢者世帯を対象に滞納家賃の債務保証を行う制度「家賃債務保証制度」について、平成 17 年 9 月 30 日より、その対象に障害者世帯が追加されています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

本市は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成23年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。なお、目標値については、国の基本指針で、一般就労への移行者を現在の4倍以上を目指すことが基本とされています。

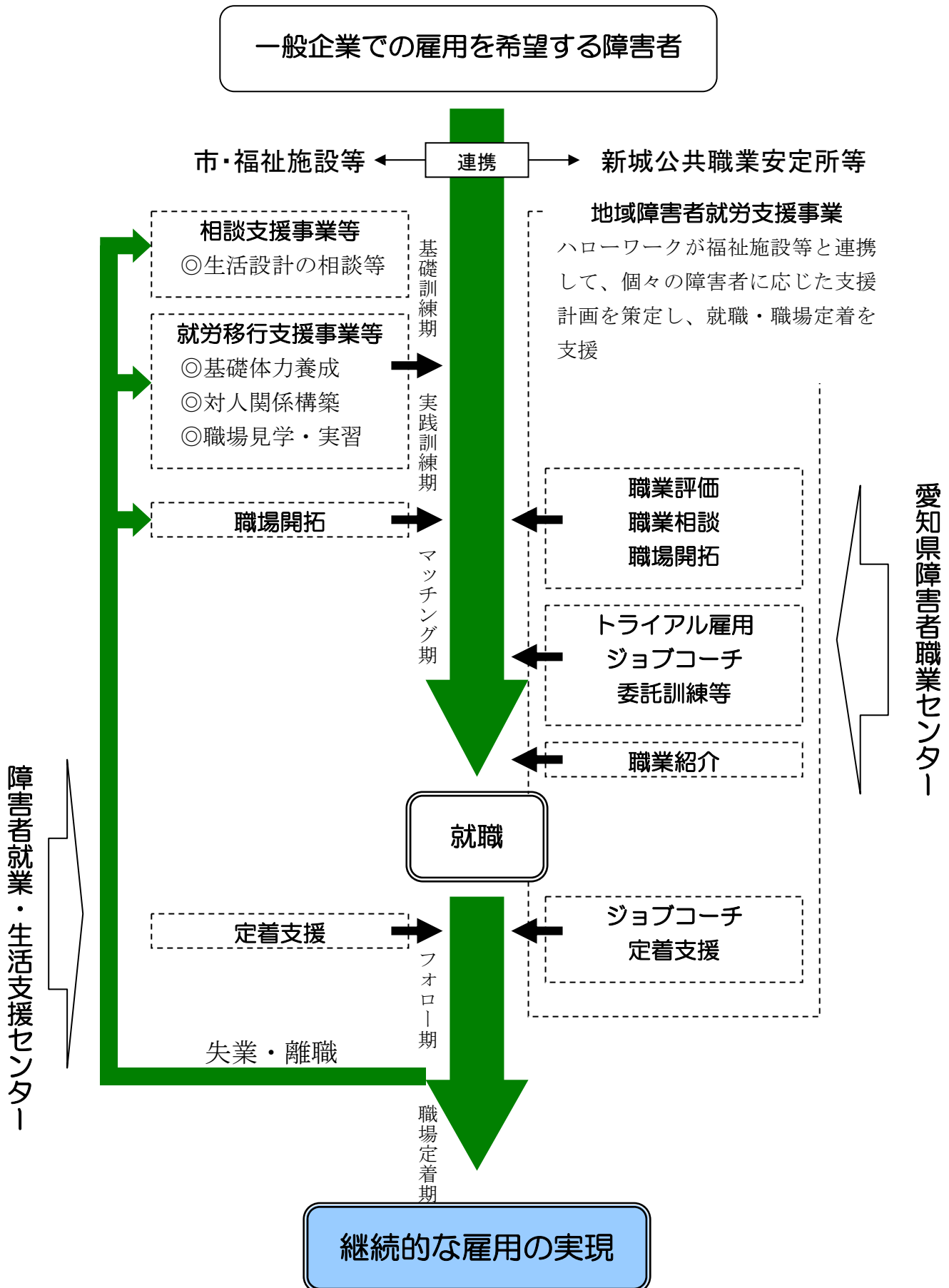
本市においては、平成17年度の実績として、福祉施設から一般就労へ2人が移行しており、平成23年度の一般就労移行者数を現在の2.5倍にあたる5人と設定し、公共職業安定所や福祉施設の連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

図表 17 福祉施設から一般就労への移行



事 項	数 値	備 考
現在の年間一般就労移行者数 (A)	2 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数(B)	5 人 (2.5倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

図表 18 雇用と福祉の連携による就労支援



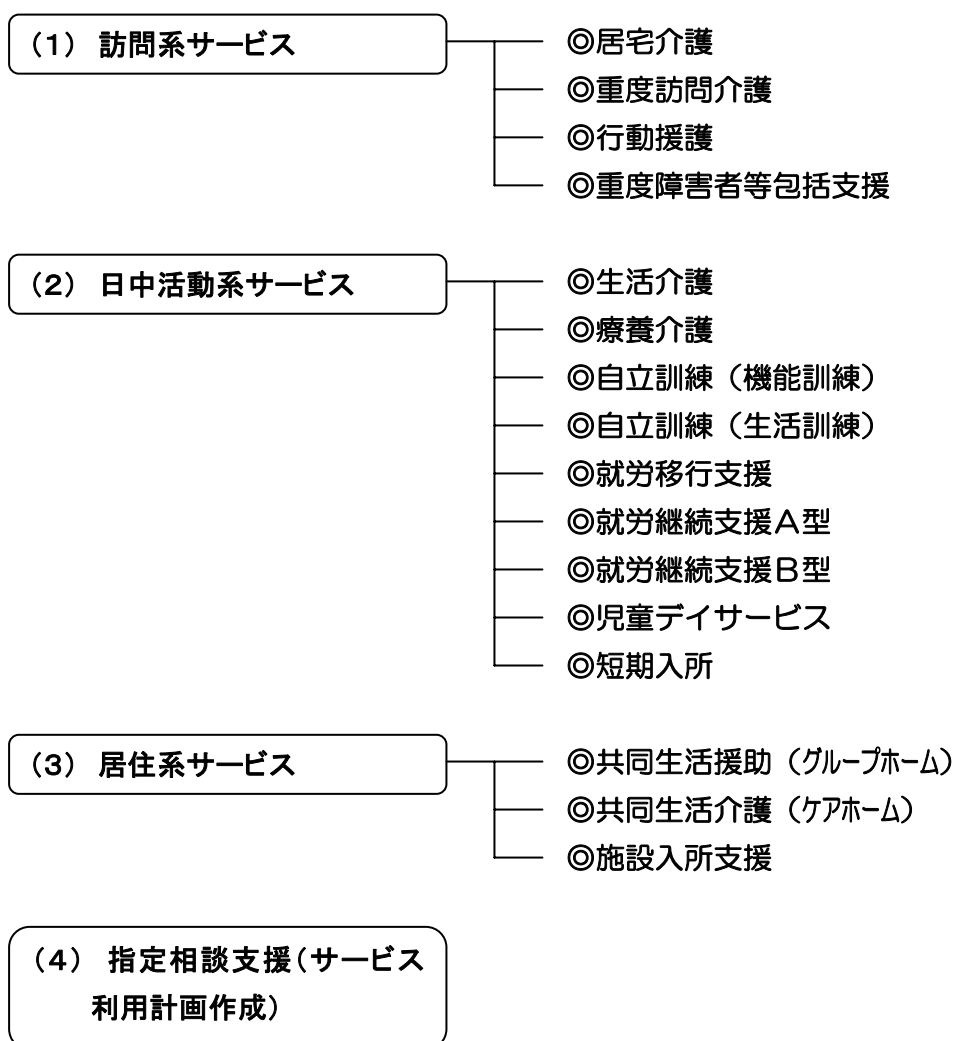
第4章 指定障害福祉サービス、 指定相談支援及び地域生活支援事 業の種類ごとの必要な量の見込み 及びその見込量確保のための方策

1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量

本市は、平成23年度の目標値の実現に向けて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成18年度から平成20年度と平成23年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

図表 19 指定障害福祉サービス等一覧



(1) 訪問系サービス

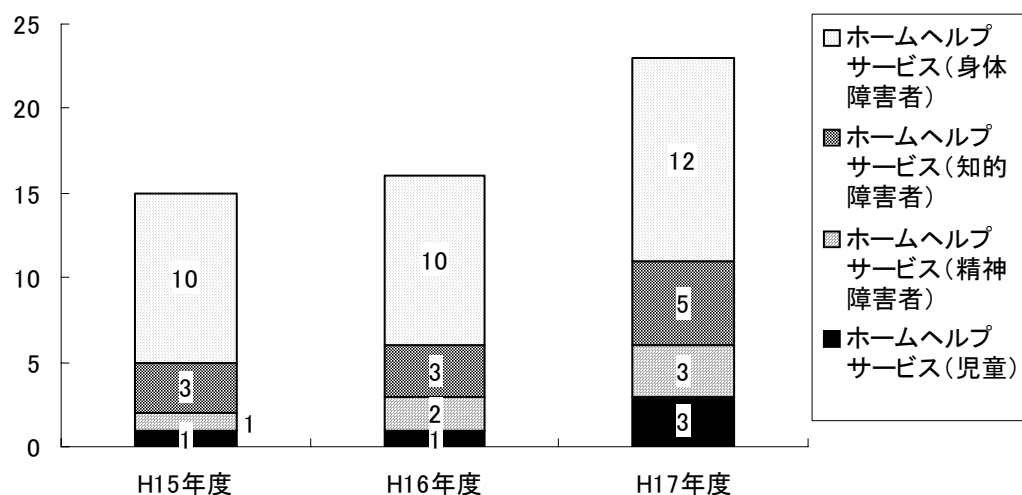
①サービスの現状・課題

訪問系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき3障害及び児童を対象とするホームヘルプサービスを実施してきました。

過去3年間の利用状況は、すべての障害種別等で利用が増加しており、月平均利用者実数は3障害及び児童の合計で単年度当たり25.2%の増加を示しており、特に利用時間数は大きく増加しています。

今後は、サービス利用の伸びとともに、退院可能精神障害者をはじめとする新たなサービス対象者の利用を想定しつつ、サービス提供体制の整備を進め、住みなれた自宅等での生活や地域生活への移行を支えていくことが課題です。

図表 20 ホームヘルプサービスの利用状況（単位：月平均利用者実数）



図表 21 ホームヘルプサービスの利用状況（単位：月平均利用者実数）

	H15年度	H16年度	H17年度	単年度当たりの増減率平均
ホームヘルプサービス(身体障害者)	10	10	12	10.0%
ホームヘルプサービス(知的障害者)	3	3	5	33.3%
ホームヘルプサービス(精神障害者)	1	2	3	75.0%
ホームヘルプサービス(児童)	1	1	3	100.0%
ホームヘルプサービス(合計)	15	16	23	25.2%

図表 22 ホームヘルプサービスの利用状況（単位：月当たり総利用時間）

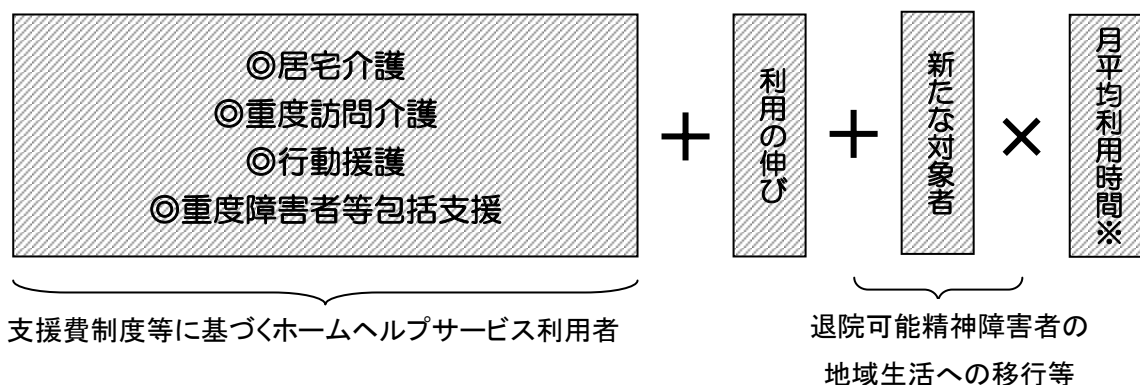
	H15 年度	H16 年度	H17 年度	単年度当たりの増減率平均
ホームヘルプサービス(身体障害者)	82	79	222	88.3%
ホームヘルプサービス(知的障害者)	6	59	63	414.4%
ホームヘルプサービス(精神障害者)	8	12	15	35.3%
ホームヘルプサービス(児童)	11	83	98	343.2%
ホームヘルプサービス(合計)	107	233	397	94.1%

②サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

区分	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。	月間総時間数	支援費制度等に基づくホームヘルプサービス利用者数を基礎として、利用の伸びや退院可能精神障害者の地域生活への移行等を勘案し算出します。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		
◎行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。		
◎重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。		

【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



※一人当たり一月当たりの平均利用時間(平成17年度実績)

身体障害者	12 時間
知的障害者	12 時間
精神障害者	6 時間
児童	38 時間
計(平均)	17 時間

③各年度のサービス見込量とその確保のための方策

各年度のサービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

本市は、自宅等で生活している障害者や、今後、地域生活へ移行する施設入所者及び退院可能精神障害者の自立した生活を支えるために、市内のサービス事業所などとの連携のもとで、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

図表 23 サービスの見込量(単位:月当たり総利用時間等)

		18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	(人分)	27	32	36	55
	(時間分)	406	475	545	828

(2) 日中活動系サービス

①サービスの現状・課題

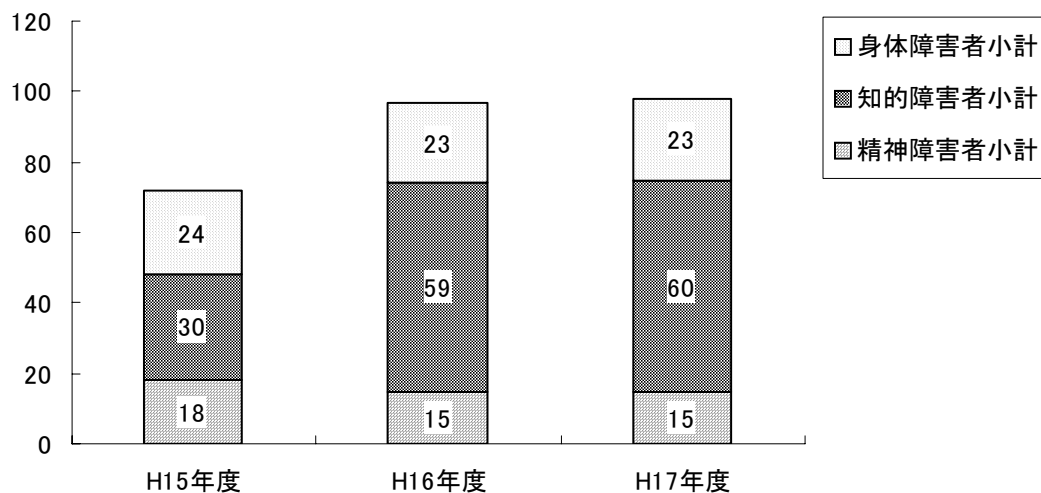
日中活動系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき、3障害の法定施設やデイサービスセンター、小規模作業所等により、入所や通所サービス、児童を含めたデイサービス、短期入所、その他サービスが実施されてきました。

過去3年間の利用状況は、平成16年に知的障害者授産施設（通所）が1か所整備され、知的障害者の法定施設利用者数が大きく増加しており、3障害法定施設（更生施設や授産施設、生活訓練施設等）の合計では、単年度当たり17.9%の増加を示しています。一方、デイサービスや短期入所の利用者数は横ばい、あるいは減少となっています。

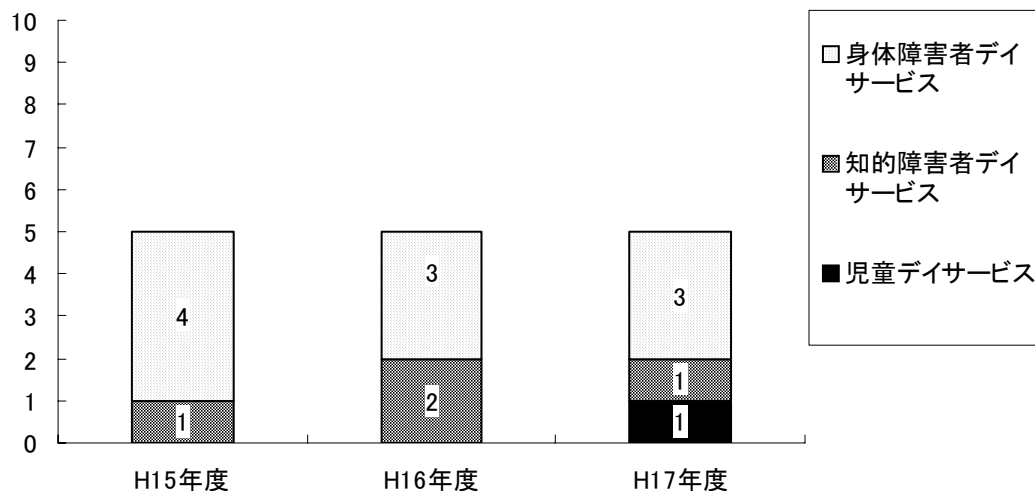
今後は、施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行を支援するために、サービス利用の伸びを踏まえつつ、自立訓練や短期入所等の提供体制を整備する必要があります。

また、福祉施設から一般就労への移行数が平成17年度実績で年間2人となっており、今後は、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備を進め、住みなれた自宅等での生活や地域生活への移行、一般就労への移行を支えていくことが課題です。

図表 24 3障害法定施設の利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）



図表 25 デイサービス等の利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）



図表 26 日中活動系サービスの利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）

	H15 年度	H16 年度	H17 年度	単年度当たりの 増減率平均
身体障害者更生施設	2	2	1	-25.0%
身体障害者療護施設	18	17	17	-2.8%
身体障害者授産施設	4	4	5	12.5%
身体障害者通所授産施設	0	0	0	-
身体障害者福祉工場	0	0	0	-
身体障害者小規模通所授産施設	0	0	0	-
身体障害者小計	24	23	23	-2.1%
知的障害者更生施設(入所)	28	29	29	1.8%
知的障害者更生施設(通所)	0	0	0	-
知的障害者授産施設(入所)	1	0	0	-
知的障害者授産施設(通所)	1	30	31	1451.7%
知的障害者福祉工場	0	0	0	-
知的障害者小規模通所授産施設	0	0	0	-
知的障害者小計	30	59	60	49.2%
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	-
精神障害者入所授産施設	0	0	0	-
精神障害者通所授産施設	0	0	0	-
精神障害者福祉工場	0	0	0	-
精神障害者小規模通所授産施設	18	15	15	-8.3%
精神障害者小計	18	15	15	-8.3%
3障害法定施設合計	72	97	98	17.9%
身体障害者デイサービス	4	3	3	-12.5%
知的障害者デイサービス	1	2	1	25.0%
精神障害者地域生活支援センター	0	0	0	-
児童デイサービス	0	0	1	-
デイサービス等合計	5	5	5	0.0%
短期入所(身体障害者)	4	3	3	-12.5%
短期入所(知的障害者)	6	7	4	-13.1%
短期入所(精神障害者)	0	0	0	-
短期入所(児童)	1	1	1	0.0%
ショートステイ合計	11	11	8	-13.6%
小規模作業所(身体障害者)	0	0	0	-
小規模作業所(知的障害者)	20	0	15	-
小規模作業所(精神障害者)	0	0	0	-
小規模作業所合計	20	0	15	-

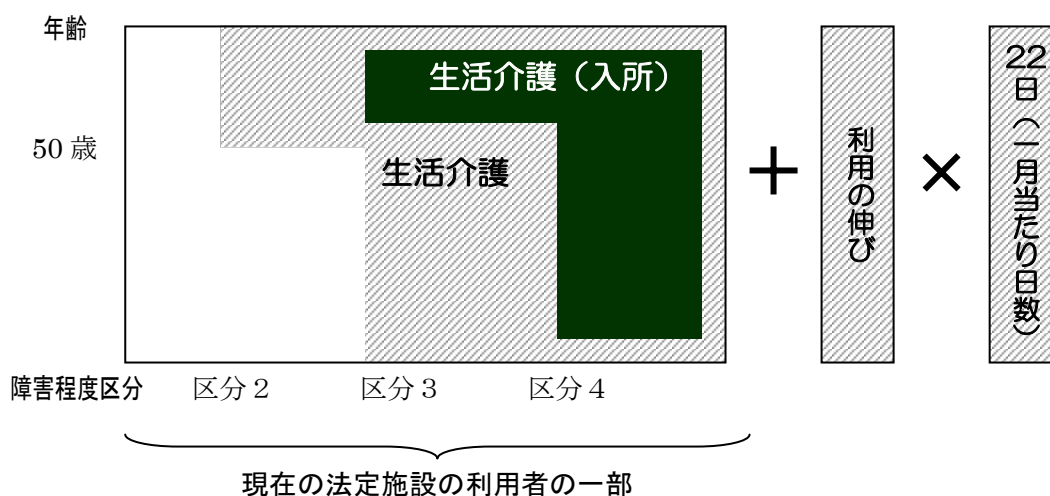
②サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎生活介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。	月間総利用入日	現時点の法定施設利用者のうち、障害程度区分が区分3以上（入所の場合は区分4以上）または50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）の該当者数の一部を基礎として、利用の伸びを加算し算出します。

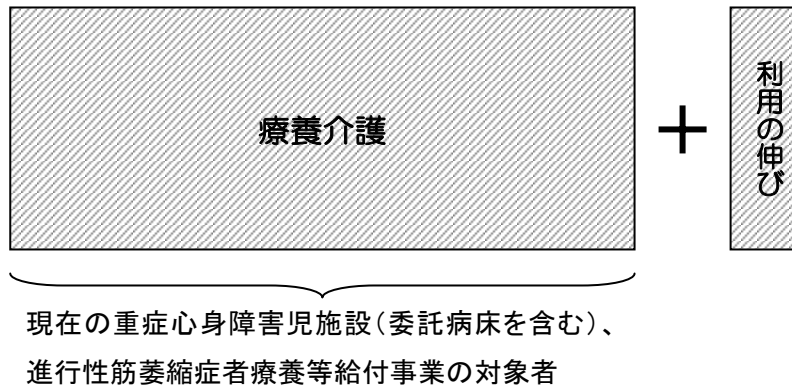
【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



◎療養介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	月間利用人数	現在の重症心身障害児施設（委託病床を含む）、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者数を基礎として、利用の伸びを加算し算出します。

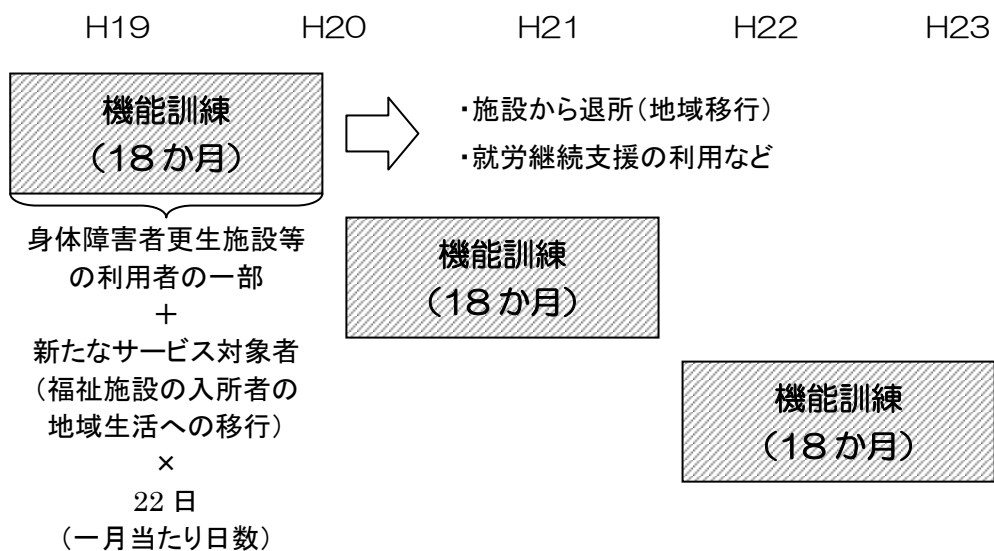
【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



◎自立訓練（機能訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18か月）】	月間総利用入日	平成17年度現在の身体障害者更生施設等の利用者のうち、身体機能の維持・向上の訓練を必要とする人数を基礎として、福祉施設の入所者の地域生活への移行を勘案し算出します。

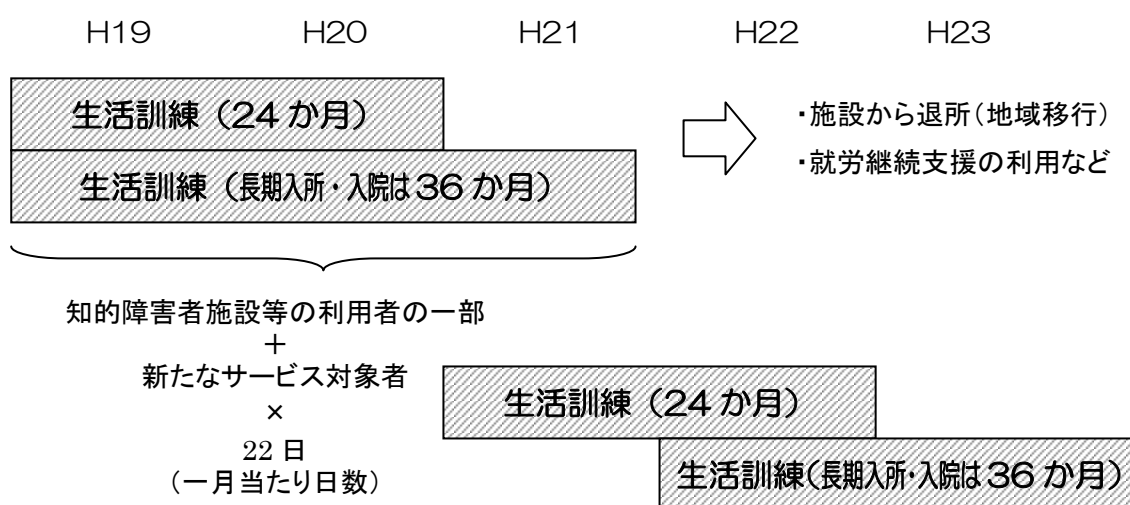
【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



◎自立訓練（生活訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】 【長期入所・入院（36か月）】	月間総利用入日	平成17年度現在の知的障害者施設等の利用者のうち、生活能力の維持・向上の訓練を必要とする人数を基礎として、退院可能精神障害者の地域生活への移行等を勘案し算出します。

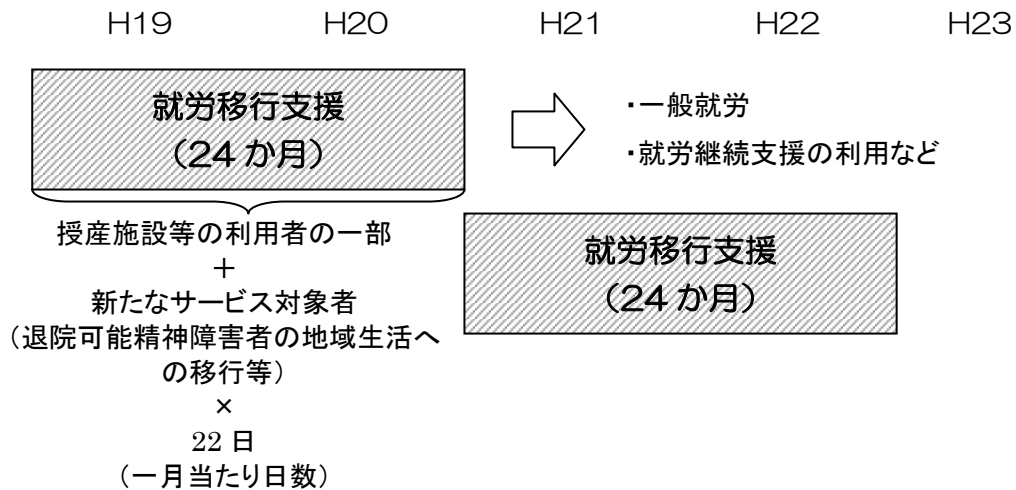
【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



◎就労移行支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】	月間総利用入日	平成17年度現在の授産施設等の利用者のうち、一般就労への移行が見込まれる人数を基礎として、退院可能精神障害者の地域生活への移行等を勘案し算出します。

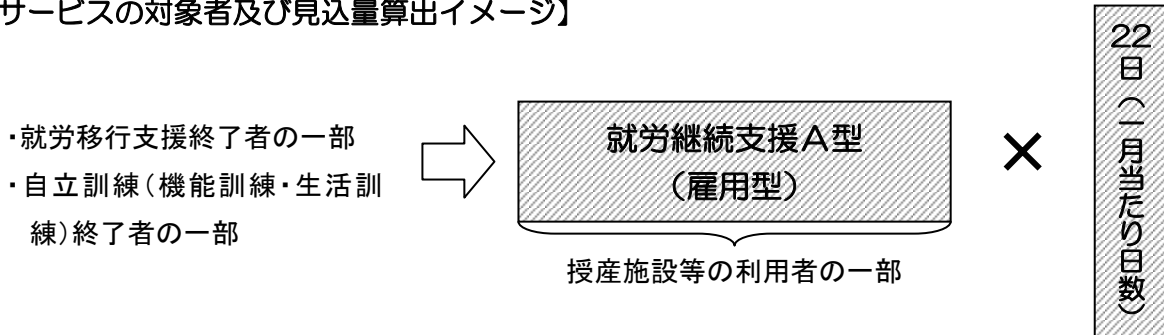
【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



◎就労継続支援A型（雇用型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>◎事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。</p> <p>◎一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p> <p>なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。</p>	<p>月間総利用人数</p>	<p>平成17年度現在の授産施設等の利用者の一部とともに、就労移行支援及び自立訓練の終了者の一部を基礎として算出します。</p> <p>※国の指針では、平成23年度末において、A型の対象者を就労継続支援全体（B型を含む）の対象者の3割以上とすることが望ましいとされています。</p>

【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



◎就労継続支援B型（非雇用型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>◎就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>◎一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>	月間総利用人数	平成17年度現在の授産施設等の利用者のうち、就労移行支援や就労継続支援A型（雇用型）の利用者以外の人数を基礎として、就労移行支援及び自立訓練の終了者の一部を基礎として算出します。

【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】

- ・就労移行支援終了者の一部
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）終了者の一部



**就労継続支援B型
（非雇用型）**

×

授産施設等の利用者のうち、就労移行支援や就労継続支援A型（雇用型）の利用者以外の人

22日（一月当たり日数）

◎児童デイサービス

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	月間総利用人数	現在の児童デイサービスの利用者数を基礎として、利用の伸びを加算し算出します。

【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】

児童デイサービス

+

利用の伸び

×

5.6日（一月当たり日数※）

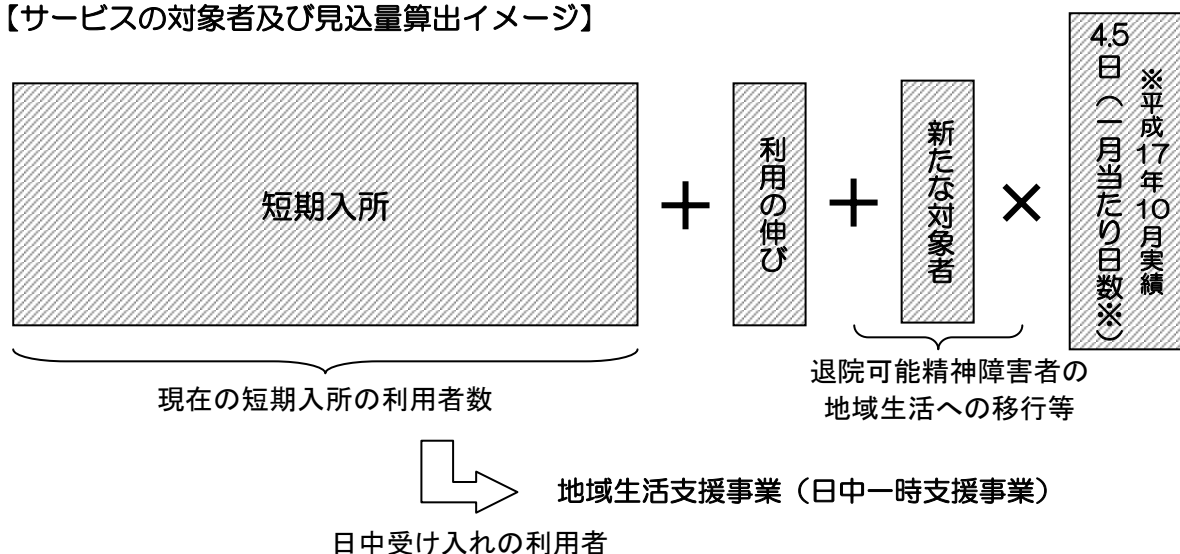
※平成17年10月実績

現在の児童デイサービスの利用者数

◎短期入所

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間総利用入日	現在の短期入所の利用者数（日中受け入れの利用者を除く）を基礎として、利用の伸びや退院可能精神障害者の地域生活への移行等を勘案し算出します。

【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



③各年度のサービス見込量とその確保のための方策

各年度のサービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

本市は、常時介護が必要な施設入所者等の日中活動を支援する生活介護や、医療と常時介護の必要な重症心身障害児施設の利用者等を支援する療養介護について、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。また、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域移行や、福祉施設から一般就労への移行を見すえて、サービス事業所との連携のもとで、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援に関する提供体制の確保に努めるとともに、就労移行支援については、公共職業安定所や市内企業などとの連携により、実習や適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援に努めます。

さらに、一般就労が困難な人や就労移行支援の終了後、一般就労に結びつかなかった人などを対象に、就労継続支援A型（雇用型）及び就労継続支援B型（非雇用型）の提供体制の確保に努めるとともに、利用者により高い収益を還元できるよう、関係機関が連携した生産活動の活性化に努めます。

児童デイサービスについては、療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスであり、ニーズを踏まえつつ、サービスの充実に努めます。

短期入所については、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスであり、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

図表 27 サービスの見込量まとめ（単位：月当たり総利用人数等）

サービス		18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	(人分)	0	10	15	53
	(人日分)	0	220	330	1,166
療養介護	(人分)	0	0	1	5
自立訓練（機能訓練）	(人分)	0	0	0	2
	(人日分)	0	0	0	44
自立訓練（生活訓練）	(人分)	0	0	1	4
	(人日分)	0	0	22	88
就労移行支援	(人分)	0	6	6	14
	(人日分)	0	132	132	308
就労継続支援A型	(人分)	0	0	0	6
	(人日分)	0	0	0	132
就労継続支援B型	(人分)	0	10	22	50
	(人日分)	0	220	484	1,100
児童デイサービス	(人分)	10	11	12	14
	(人日分)	56	62	67	78
短期入所	(人分)	12	12	13	15
	(人日分)	54	54	59	68
※旧法施設支援	(人分)	99	76	61	0
	(人日分)	2,178	1,666	1,336	0

※は、新サービス体系移行前の旧体系に基づくサービスの見込量

(3) 居住系サービス

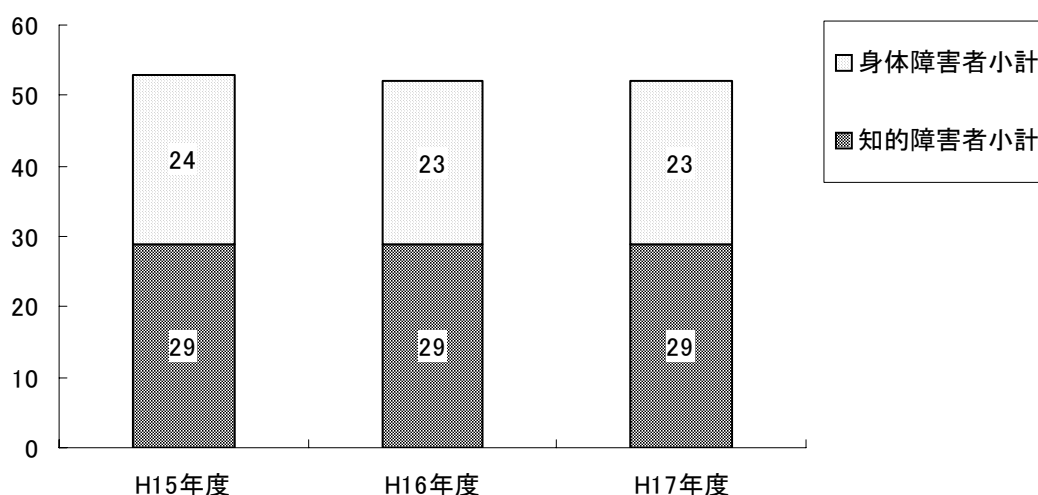
①サービスの現状・課題

居住系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき、3障害の法定施設（入所）や知的障害者通所寮、グループホーム等により、居住の場を提供するサービスが実施されてきました。

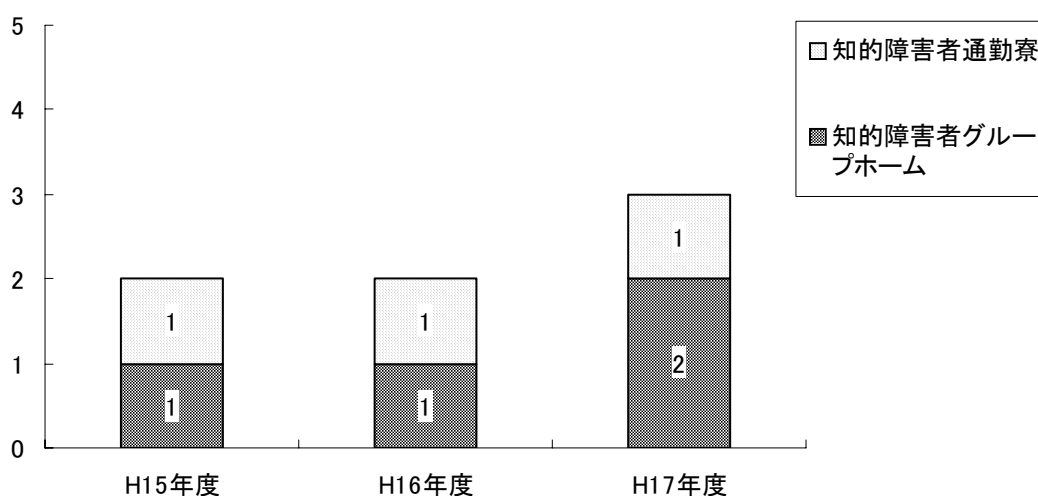
過去3年間の利用状況は、3障害法定施設（入所の更生施設や授産施設等）、グループホーム等居住系サービスともに、微増または微減の状況です。

今後は、施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行を見すえて、グループホームやケアホーム等の提供体制を整備することが課題です。

図表 28 3障害法定施設（入所）の利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）



図表 29 GH等居住系サービスの利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）



図表 30 居住系サービスの利用状況（単位：各年度10月期利用者実数）

	H15 年度	H16 年度	H17 年度	単年度当たりの 増減率平均
身体障害者更生施設	2	2	1	-25.0%
身体障害者療護施設	18	17	17	-2.8%
身体障害者授産施設	4	4	5	12.5%
身体障害者小計	24	23	23	-2.1%
知的障害者更生施設(入所)	28	29	29	1.8%
知的障害者授産施設(入所)	1	0	0	-
知的障害者小計	29	29	29	0.0%
精神障害者生活訓練施設	0	0	0	-
精神障害者入所授産施設	0	0	0	-
精神障害者小計	0	0	0	-
3障害法定施設(入所)サービス合計	53	52	52	-0.9%
知的障害者通勤寮	1	1	1	0.0%
知的障害者グループホーム	1	1	2	50.0%
精神障害者グループホーム	0	0	0	-
GH等居住系サービス合計	2	2	3	25.0%
身体障害者福祉ホーム	0	0	0	-
知的障害者福祉ホーム	0	0	0	-
精神障害者福祉ホーム	0	0	0	-
3障害福祉ホーム合計	0	0	0	-

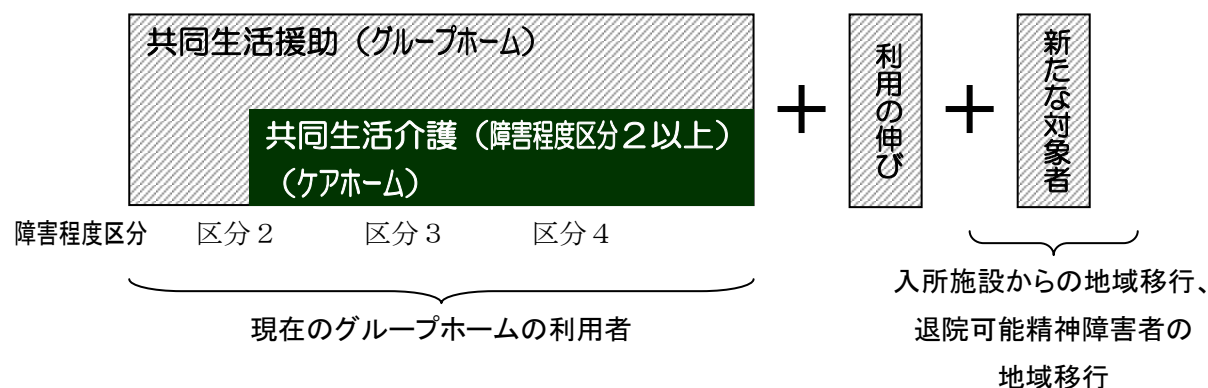
②サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

区分	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。	月間利用人数	現在のグループホームの利用者数（ケアホームは、障害程度区分が区分2以上）を基礎として、利用の伸びや入所施設からの地域移行、退院可能精神障害者の地域生活への移行を勘案し算出します。
共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を行います。		

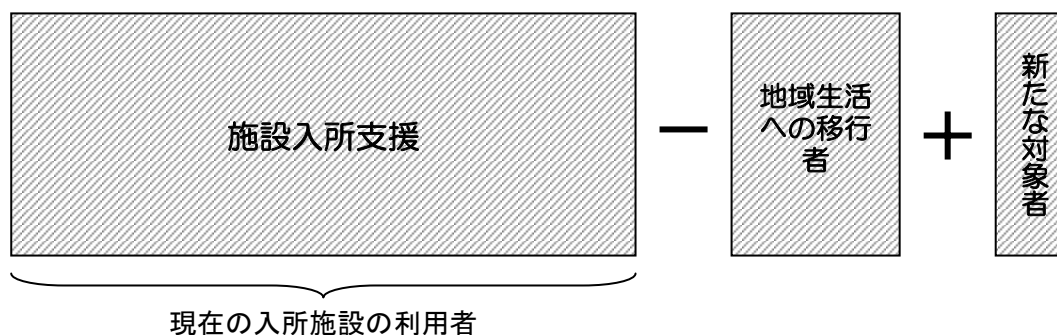
【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



◎施設入所支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
施設に入所している人に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。	月間利用人数	現在の入所施設の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な対象者を加算し算出します。

【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



③各年度のサービス見込量とその確保のための方策

各年度におけるサービス見込量は、新たなサービス対象者を勘案しつつ、次のとおり設定します。

本市は、自宅等で暮らすことが困難な障害者のニーズに対応するとともに、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域移行を見すえて、サービス事業所との連携のもとで、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）のサービス提供体制の確保に努めます。また、自宅やケアホーム等での生活が困難な人に対して、施設入所の支援に努めていきます。

図表 31 サービスの見込量まとめ（単位：月当たり総利用人数）

サービス		18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	（人分）	7	10	14	31
施設入所支援	（人分）	0	5	10	50
※旧法施設支援	（人分）	52	47	40	0

(4) 指定相談支援(サービス利用計画作成)

①サービスの現状・課題

指定相談支援(サービス利用計画作成)については、いわゆるケアマネジメントを行うサービスであり、従来はケアマネジメントが事業として明確化されていない状況でした。

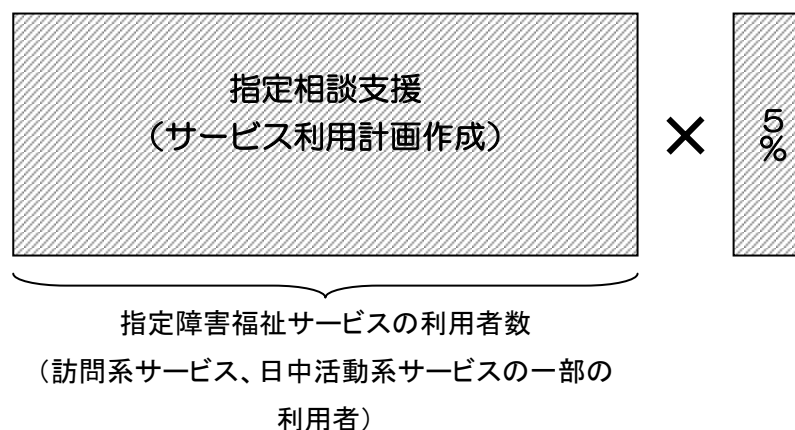
今後は、市や指定相談支援事業者等による総合的な相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人(自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など)を適切に把握し、サービスを提供していくことが課題です。

②サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせる必要のある人や、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人などを対象に、サービス利用計画(プログラム)の作成を行います。	月間利用人数	指定障害福祉サービスの利用者数(訪問系サービス、日中活動系サービスの一部の利用者)を基礎として、支援を必要とする人の割合について、対象者の5%を想定し算出します。

【サービスの対象者及び見込量算出イメージ】



③各年度のサービス見込量とその確保のための方策

各年度におけるサービス見込量は、サービス対象者等を勘案しつつ、次のとおり設定します。

本市は、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など、サービス利用計画の作成支援を必要とする人について、相談支援事業者やその他関係機関の連携のもとで、対象者の適切な把握に努めます。

図表 32 サービスの見込量（単位：月当たり総利用人数）

サービス		18年度	19年度	20年度	23年度
指定相談支援	(人分)	0	2	2	5

2. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、障害者、障害児の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、コミュニケーション支援（手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣）、日常生活用具の給付、障害者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を実施します。

なお、平成 18 年度は実施できない事業についても、平成 19 年度以降、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

(1) 平成18年10月開始の事業の内容

実施事業		実施方針	
事業名	概要	実施方法	利用者負担
◆相談支援事業	<p>障害者相談支援事業 障害者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。</p>	<p>身体障害、知的障害、精神障害、各障害の相談支援に関する実績やノウハウを持つ事業者へ委託し、実施します。</p> <p>また、相談支援事業の中立・公平性の確保、関係機関によるネットワーク構築などを目的とする「地域自立支援協議会」を平成 19 年度以降に設置します。</p>	なし
◆コミュニケーション支援事業	<p>手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。</p>	<p>聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者を対象に、手話通訳者派遣事業について、平成 18 年 9 月以前からの事業を継続実施します。</p>	なし
◆日常生活用具給付等事業	<p>日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付又は貸与する事業です。</p>	<p>現行の日常生活用具給付等事業にストマ用装具など国の見直し品目を対象に加えて実施します。</p>	定率 1割負担

実施事業		実施方針	
事業名	概要	実施方法	利用者負担
◆移動支援事業	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う事業です。	個別支援型（利用者1人に対し、ヘルパー1人が対応）として実施します。 また、外出先での現地集合・現地解散を利用要件として認めるほか（介護者が同伴の場合を除く）、介助ヘルパーの運転により現地で介護を実施する場合も利用要件として認めます。	定率 1割負担
◆地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。	障害者デイサービスや小規模作業所が地域活動支援センターに移行し、事業を実施します。	定率 1割負担
◆訪問入浴サービス事業	身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	1,000円 /1回
◆更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業の利用者等を対象に、更生訓練費を支給する事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	なし
◆知的障害者職親委託制度	知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者などが、一定期間知的障害者を預かり、生活指導や技能習得訓練などを行う事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	なし
◆日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供する事業です。	平成18年9月以前からの事業（短期入所の日中受け入れ等）の継続実施により、一時的に見守り等の支援が必要であると認めた障害者等（身体、知的、精神、障害児）へ日中活動の場を提供します。	定率 1割負担
◆自動車改造助成事業	自動車の改造費用の一部を助成する事業です。	平成18年9月以前からの事業を継続実施します。	

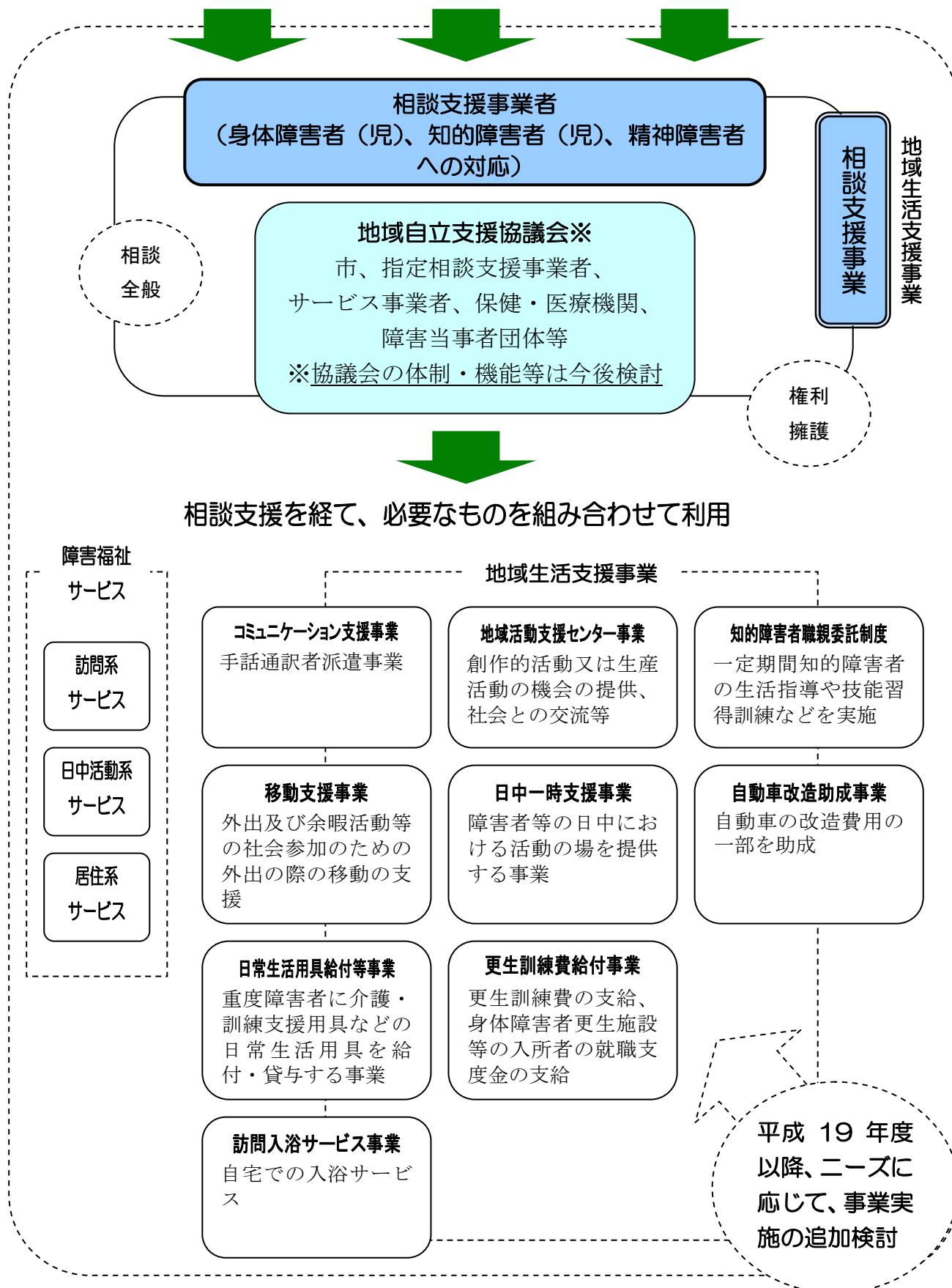
実施事業		実施方針	
事業名	概要	実施方法	利用者負担
◆経過的デイサービス事業	平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業者が、移行するまでの期間（平成19年3月まで）、利用者に対して継続的にデイサービスを提供する事業です。	既存のデイサービス事業者において、おおむね現行事業の内容で実施します。	定率 1割負担

(2) 平成19年度以降の実施を検討する事業の内容

本市は、平成19年度以降の地域生活支援事業について、「賃貸住宅に入居する際に、保証人などがいない場合の手続きや相談の支援を行う事業（住宅入居等支援事業）」や、「成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業（成年後見制度利用支援事業）」、さらには、「介護給付支給決定者以外の者を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う事業（生活サポート事業）」など、事業に対するニーズの拡大に応じて、新たな事業の実施を検討していきます。

図表 33 相談支援事業を中心とする地域生活支援事業等の提供体制

障害福祉サービスを利用したい。
 その他、地域で自立した生活を営むための支援を受けたい。



(3) 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

図表 34 地域生活支援事業の見込量（単位：*は年間、*以外は月間）

事業名		18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援事業					
相談支援事業					
	障害者相談支援事業	実施見込箇所数	3	3	3
	地域自立支援協議会	実施見込箇所数	0	1	1
*コミュニケーション支援事業		利用見込者数	6	8	8
*日常生活用具給付等事業		給付等見込件数	260	480	500
	介護・訓練支援用具	給付等見込件数	8	10	12
	自立生活支援用具	給付等見込件数	15	17	19
	在宅療養等支援用具	給付等見込件数	15	17	20
	情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	20	23	25
	排泄管理支援用具	給付等見込件数	200	410	420
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込件数	2	3	4
移動支援事業		実施見込箇所数	10	10	11
		利用見込者数	23	26	29
		利用見込時間数	340	370	400
地域活動支援 センター事業	基礎的事業	実施見込箇所数	2	6	6
		利用見込者数	6	34	34
	機能強化事業	実施見込箇所数	2	4	4
訪問入浴サービス事業		実施見込箇所数	2	2	2
		利用見込者数	6	6	7
*更生訓練費給付事業		給付見込件数	1	1	1
*知的障害者職親委託制度		利用見込者数	2	2	2
日中一時支援事業		実施見込箇所数	8	9	9
		利用見込者数	8	10	12
*自動車改造助成事業		助成見込件数	2	2	2
経過的デイサービス事業		実施見込箇所数	2		
		利用見込者数	12		

・実施見込箇所数は指定等により実施できる箇所数、利用見込者数は実人数、利用見込時間数は延時間数で挙げています。

(4) 見込量確保のための方策

①相談支援事業

相談支援事業については、市内外3か所の相談支援事業者を通じて事業を実施し、サービス事業者や保健・医療機関、権利擁護にかかわる団体などの参加を得て「地域自立支援協議会」を設置し、関係機関・団体との連携のもとで、権利擁護に関する支援を含め相談・支援体制の充実に努めます。

②コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業については、関係機関との連携により、ニーズに応じた手話通訳者の確保に努めるとともに、相談支援事業や広報などを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

④移動支援事業

移動支援事業については、障害特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業や広報などを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

⑤地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、障害特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業や広報などを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

⑥その他の事業

その他の事業についても、各事業の対象となる障害の特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業などを通じた事業対象者の適切な把握と事業の周知、利用促進を図ります。

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成23年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

図表 35 点検及び評価の基本的な考え方

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
◎	◎	◎	◎	◎	◎
毎年度、点検及び評価					

2. 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する組織を設置した上で、当該組織が継続して計画を点検及び評価する役割を担います。

3. 点検及び評価結果の周知

保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する組織が中心となり、点検及び評価した結果については、3年ごとに市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

【資料】

1. 計画策定の経過

日時		各種調査・会議等	概要
平成 18 年	8月16日	インタビュー調査の実施	【調査の概要】 10P 参照
	9月27日	第1回 新城市障害福祉計画 策定委員会の開催	【会議の主な議事】 ・ 計画の概要について ・ インタビュー調査の結果について ・ 障害福祉サービス見込量（案）について ・ 地域生活支援事業について
	12月1日	愛知県との調整（ヒア リング）	【主な調整項目】 ・ サービス見込量設定の考え方 ・ 目標値設定の考え方 ・ 目標達成に向けての支援策、推進策
	12月21日	第2回 新城市障害福祉計画 策定委員会の開催	【会議の主な議事】 ・ 計画素案について
平成 19 年	1月17日 ～2月16日	パブリックコメント の実施	【概要】 ・ 「新城市パブリックコメント手続要綱」 に基づき、市ホームページ等を通じて、 新城市障害福祉計画案への意見を募集
	2月26日	愛知県への新城市障 害福祉計画案の提出	【概要】 ・ 計画案に対する県の意見把握
	3月16日	第3回 新城市障害福祉計画 策定委員会の開催	【会議の主な議事】 ・ 計画案について

2. 新城市障害福祉計画策定委員会について

(1) 設置要綱

新城市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年7月1日

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく新城市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画案を策定すること。
- (2) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の介護、保健、医療及び福祉の審議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は定数を25人以内とし別表に掲げる者を持って組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員長は、新城市助役をもって充て、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、新城市福祉健康部長をもって充て、委員長を補佐する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日から計画を策定するまでの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる団体等における代表者の交代があった場合は、当該委員を解職し、当該団体の推薦する者を後任に委嘱する。
- 3 前項の場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉健康部福祉課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	氏名	代表区分	備考
1	石川京子	学識経験者	愛知新城大谷大学助教授
2	森孝	市議会代表	福祉病院委員会副委員長
3	水越芳久	民生委員代表	新城市民児協障害者部会長
4	藤原眞治	社会福祉協議会代表	新城市社会福祉協議会会長
5	加藤末四郎	市民代表（新城地区）	新城市区長会長
6	尾澤豊雄	市民代表（鳳来地区）	新城市区長会鳳来地区代表
7	濱本義則	市民代表（作手地区）	新城市区長会作手地区代表
8	牧野福子	市民代表（ボランティア区分）	新城はぐるまの会会長
9	山下幸彦	市民代表（身体区分）	新城市身体障害者福祉協会会長
10	杉本徹	市民代表（知的区分）	新城市手をつなぐ育成会会長
11	加藤陽子	市民代表（精神区分）	南新家族会役員
12	熊谷勝	新城医師会代表	新城医師会副会長
13	胡桃秀康	新城歯科医師会代表	新城歯科医師会専務理事
14	近藤哲生	新城薬剤師会代表	新城薬剤師会長
15	藤原眞治	サービス事業者代表（身体）	新城市社会福祉協議会会長
16	夏目みゆき	サービス事業者代表（知的）	新城福祉会理事長
17	北澤悦子	サービス事業者代表（精神）	やすらぎの家施設長
18	田中ひろ子	新城保健所職員	地域保健課長
19	伊藤雅仁	新城設楽事務所職員	健康福祉課長
20	大石正彦	新城公共職業安定所職員	統括職業指導官
21	林正司	市助役	
22	小林薫	市福祉健康部長	

3. 用語説明

か行

◆介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づき、都道府県及び市町村が策定する計画で、3年を一期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に向けて、介護給付等対象サービスの見込量やその確保のための方策等を定めるものです。

◆ケアマネジメント

障害者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや社会資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことです。

◆県の障害福祉計画

障害者自立支援法第89条に基づき、県が策定する計画で、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

さ行

◆支援費制度

平成15年4月に導入された制度で、行政が障害者のサービスを決定してきた措置制度を改め、障害者が事業者・施設（サービス提供者）と対等な関係に立って、サービスを選択し、契約を結んでサービスを利用するものです。

◆市町村障害者計画

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

◆障害者基本法

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

◆障害者就業・生活支援センター

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図る機関です。

◆障害者職業センター

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき都道府県に設置されている機関で、ハローワークとの連携のもと、障害のある人の就労に向けた相談・支援を行うとともに、事業主に対して障害者雇用にかかわる相談・助言・講習等を行います。

◆障害者自立支援法

従来、障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律で、平成18年10月に完全施行されています。

◆ジョブコーチ

障害者と一緒に職場に入り、障害者が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人（職場適応援助者）のことであります。

◆自立支援医療

障害者の心身の障害の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のことで、障害者自立支援法に基づき、従来の公費負担医療制度（育成医療、更生医療、精神障害者通院公費負担）が自立支援医療に一本化されています。

◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって1級から6級までに区分されます。

◆精神障害者退院促進支援事業

県が各障害保健福祉圏域（市町村の範囲を越えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため、県が設定した区域）を単位として、精神科病院や市町村、福祉サービス事業者等の関係機関と連携を図り、圏域内の入院患者の退院促進を図る事業です。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

◆精神保健医療福祉の改革ビジョン

平成16年9月に国がとりまとめたもので、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策を推し進めていくため、国民各層の意識の変革や、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を今後10年間で進めるといったものです。

◆成年後見制度

知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が、さまざまな手続や契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、すでに判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

◆総合計画

地方自治法第2条に基づき、都道府県及び市町村が策定する計画で、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

た行

◆特別支援学校

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）」により、特別支援学校制度が創設され、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける特別支援学校に位置づけられています。

◆トライアル雇用

企業が障害者を試行的に雇用（トライアル雇用）することにより、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。

ら行

◆療育手帳

愛知県療育手帳実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障害の程度によってA、B、Cに区分されます。